

---

平成20年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第2日)

平成20年9月9日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成20年9月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太 久 実

兼人事秘書課長

福祉部長	永塚則昭	農林商工部長 兼商工観光課長	西岡克己
土木建築部長	山内明	上下水道部長	井上修男
教育次長 兼教育総務課長	東野裕和	会計管理者	永口茂治

---

### 午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉田 繁治君） それでは日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず20番、村田憲一議員の発言を許します。

村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席番号20番、南風会でお世話になっております、村田憲一でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、今議会のトップバッターを勤めさせていただきます。私の場合は、ほぼ一年に2回の割合で一般質問をさせていただき、今まで立たせていただきました。それ以外に代表質問、また討論ということもやらせていただきました。今回は市長の口から、誠の言葉と申しますか、本音というところを通り一遍の検討をしてというような答弁でなく、ハートのある言葉を聞かせていただいて、胸に突き刺さるような答弁を引き出したいと思い、私なりに問いかけてまいりたいと思います。同僚議員にそっと伺いますと、異口同音ずばり答えが返ってこないと言われております。先ほども申したように、今議会の一番バッターですので、生意気ではありますが、最初に申し上げさせていただきます。本日は、先ほどからも見せていただきますと、16人の議員さんが今回質問に立たれますが、私のあとから立たれる議員さんには、もうすでに村田議員に答弁はしましたと言えるぐらいなご答弁をいただきたいというように思っております。大変おせっかいですが、道開けをさせていただきたいとこのように思っております。今回はカンポ、オンリーで質問をしてまいりたいと思いましたが、会派の中

で、ぜひ先月ご苦勞になった住民懇談会について質してはという声もあり、懇談会について2点ほど、お伺いをさせていただきます。

それでは最初に先般、全市域18会場において開かれました、住民懇談会についてですが、18会場延出席者数は761名であったとさせていただきます。そのなかで市の職員さんが302名であったと聞いており、勘定をしてみましたら、4割近くが職員さんであったこととなります。何が原因か分かりませんが、低調に終わったのではないかと私は思っております。平成19年3月議会の他のお方の答弁で、19年度1年を掛けて十分検討してと言われておられ、今回の一連の開催であったというように思いますが、その内容は総合振興計画と財政状況の説明に終始し、本来の懇談会の定をなさず、ただ説明会であったと思います。市長は会場での質問に対しても、後日、内容を精査してお答えすると言われ、懇談会とは到底言い難い会場が多くみられたように聞き及んでおります。そこで市長は、各会場での雰囲気や住民の声そのものを直接耳にされ、今後の政策にどう反映されるおつもりか、お伺いいたします。

また、一連の懇談会をすべて終えられ、ご心勞をわずらっていただいた分は確かな成果もあったかと思いますが、全体的に見て、先ほども申したようなことがあり、その評価をどのようにされているか、お伺いしたいと思います。

次に、カンポについてでございますが、これもいろいろございまして、本日、9月9日、カンポリサイクルプラザのダイオキシン類の規制値がオーバーをし、炉の休止以来、数えてみると623日になります。この長きに渡りまして、京都府をはじめ南丹市長以下、副市長、担当部課の方や船井衛管、今回、問題を起こしてしまった当事者のカンポは当然のこと、また地区区長さんをはじめ、区民の皆さんには本当にご心勞をお掛けいたしました。ありがとうございます。そのなかで、私たち地元住民としては、府・市・衛管・カンポは、本当に私たち住民のことを心底から思っていたいただいだろうかと思いたくなるような言動も多々ありました。先ほども申したように、600日を超える長期の対応だったので、もう、この場に及んで慌てることはないと思います。ここで誰がどの角度から見ても、聞いても、これならOKと、よしと言える協定書を締結していただき、GOサインを出していただくのが最善の策だと、私は強く強く思っております。基本的な思いや願いはこれくらいにいたしまして、本題に移らせていただきます。

ただいまの内容は申し上げておきますが、昨日、9月の8日の朝の時点、協定書が締結されるまでの内容ですので、にわかに原稿が変更られませんので申し上げます。また、それではカンポ問題も、本当に先ほども申したとおりでございます。切迫はいたしておりますが、これほど早く細目書が締結されるとは思ってもいなかったので、本来、最初に細目書の締結時と稼働日を何うつもりでしたが、細目書の締結が昨日、9月8日にされました。それと同時に、炉の再稼働も9月16日、稼働される運びとなりました。先ほど来より申しているように、地元住民としてはこの場に及べば、細目書がすべてであります。この後は監視委員会を一日も早く立ち上げて、これから以降、細目書の遵守

されることを重点に、監視の目を強めていくことであると思います。市当局も監視委員会のメンバーに二人は入っていただくことになっております。市からは、どなたを委員に選出されるおつもりか伺います。名前が挙げられないなら、役職名でも結構ですので、お聞かせを願いたいと思います。

もう1点は、去る8月の24日の地元説明会の席で、カンポの社長は二度と不祥事は起こしません、もし、そのようなことを起こしてしまえば、即撤退すると断言をされました。これは当然と言えばそれまでですが、覚悟の上の発言だったと評価をしているところでもあります。そこで市長として、地元住民に対する担保と申しましょうか、裏づけをどのようにとっていただけるか伺います。これで安心だと、安全だと思える画期的な答弁を求めます。

これで第1回目の質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 皆さん、改めましておはようございます。

それでは村田憲一議員のご質問にお答えをいたします。

7月、8月と市内18会場で市政懇談会を実施させていただきました。市民の皆様方にご参加いただきましたことに、まずもって心から厚く御礼を申し上げます。ただいまご質問の中でもございましたが、南丹市総合振興計画、本年3月に策定いたしましたので、その概要をご説明をさせていただくとともに、現在南丹市が抱えております行財政状況についてご説明をさせていただき、また行財政改革の課題につきましても、お話をさせていただいたところでございます。そういったなかで、大変貴重なご意見やご提言を賜ることができました。大変意義ある会であったというふうに認識をいたしておるところでございます。当然、初めての市政懇談会でございます。ただいまご質問の中にもありましたように、様々なご意見や、またご批判もあろうかと存じます。こういったことも踏まえまして、今後の市政に活かしていきたいというふうに考えておるところでございます。まず、そういったなかで、この市民の皆様方からお伺いしましたご意見、ご提言につきましては、議会の方からも資料要求をいただいておりますので提出をさせていただいたところでございますが、市民の皆様方へも、次回発行いたします広報なんたん、また南丹市のホームページ、こういったところでも公表をさせていただきたい、このように考えております。そして、このご提言やご意見に対しましては個別事項、いろいろと多種多様に渡っております。これにつきましては内容の検討、その対応につきましてもすでに担当部課長にも指示をいたしたところでございますが、このことはやはり私ども市役所全体で、まずは取り組んでいく、こういった受け止め方をしなければならないと考えております。今、進めております行政評価、市民協働、こういった観点からもこういったご意見を十分に受け止め、また、これからも市民の皆様方のご意見やご提言、どのように受け止めていくのか、また、これを市政にどのように反映していくの

か、この具現化に向けて努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。こういったなかで私はこの懇談会、それぞれのご意見ありますが、私は大変意義あったことと、私自身考えておるところでございます。今後こういった取り組みを今回の懇談会の様々な課題についての検証を行うなかで、これからどのような形で開催していくのかも含めまして検討していきたい、このように考えておるところでございます。何はともあれ、この市民の皆様方に対する説明、そして、市政に対するご理解、ご協力、このことを今後とも努力をしていきたいと、このように考えておるところでございますので、議員各位におかれましてもご指導やご鞭撻を賜りますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げる次第でございます。

次に、カンポリサイクルプラザ、ダイオキシン類の超過にかかわります、この大きな問題につきましても、操業停止以来600日を超えるという大変長期間に渡りまして、地元川辺地区住民の皆様方をはじめ、広く市民の皆さん方、また、当南丹市議会におきましても長期間に渡り大変なご心労をわずらわせてまいりました。また、こういったなかで私ども南丹市といたしましても、市民の皆様方の安心・安全の確保という重大な使命があるわけございまして、この責任を痛感し、長期間に渡りましてご心労をわずらわしてまいりましたことを、深くおわび申し上げる次第でございます。また、こういったなかで、カンポリサイクルプラザ株式会社と、そして南丹市、そして川辺地区区長会、この三者によります協定書を締結しております。このダイオキシン類超過ということ踏まえまして、細目書につきまして、今日まで様々な検討を加えていただいております。こういったなかで、ご地元の川辺地区区長会の皆さん方、地域住民を代表する皆様方が細目書につきましてのご検討をいただき、昨日、この同意をさせていただき調印を行ったところでございます。ご質問の中にもございましたように、これを受けてカンポリサイクルプラザ株式会社は、11日から準備運転を開始、14日にはバーナーを点火する。また16日から焼却施設の運行を再開するという報告がございました。私どもは先ほど来、申しました住民の皆様方の安心・安全を守るという、市に課せられた責務を全うするためにも、この協定書、細目書に基づきまして、より安全の確保、このために努力をしまっている所存でございます。こういったなかで、仮称ではございますが地元の皆様方と共に監視委員会の設置を、今、検討をさせていただいております。今検討の中で、市役所から2名の委員を選出するというふうな方向になっております。まだ具体的な役職名といったところには、地元の皆さん方との協議が済ませておりませんので、ここではその名前を断言することはできませんけれども、やはりこういった経過の中で、市役所として責任を持てる体制で、この仮称であります監視委員会の中で改善計画、また細目書を遵守した運転を確保していかなければならない、このように考えておるところでございます。

もう1点、8月24日に、先の京都府におきます専門家委員会の結果を受けての説明会を、川辺地区高屋公民館におきまして実施をさせていただきました。こういったなか

でカンポリサイクルプラザの社長が、先ほどご質問の中で述べられたように、再発すれば撤退するという言葉が申されたわけですが、私自身、あの公の席で地元住民の皆様方をはじめとする、ご関係の皆様方の前で、あのようにな断言されたわけですが、このことは大変重大な意味をもっておると認識をいたしております。私ども市役所といたしましては、やはり法律・条例、そして、この締結しております協定書や細目書、これに基づいたものによりまして対応していくというのが、本来の姿だというふうに思っております。当然、私どもにもたされた権限なり、責任なりを十分認識し、そういった上で対応していくわけですが、この社長が表明された、この言葉は重大な意義があるというふうに私も認識をいたしております。こういった観点に立って、今後、このようなことのないように、市としても努力をしていく、各種の施策を講じていくということは当然でありますけれども、社長の発言というのを十分に踏まえたなかでの操業がされるというふうに確信をいたしております。改めまして、重ねてこの長期間に渡りご心労、ご心配をおかけいたしましたことに、市としてもおわび申し上げます、また今後、二度とこのようなことのないように、私ども与えられた権限や十分に対応していきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

村田議員。

**○議員（20番 村田 憲一君）** ただいまご答弁をいただきました。

しかし、ちょっとかゆいところに手が届かんように、私は感じております。一つ目の、これから十分今までのことを活かして、前向きに進んでいくとおっしゃいましたが、市長は差し当たって、それなら具体的に何から手を付けるのやということがありましたら、言っていただきたいと思っております。

それとカンポについてでございますが、これは本当に私の独り言といえますか、そういうことになるかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。カンポの関係で一言申し上げておきたいと思っておりますが、今までに市長は二言目には監督官庁は京都府であるから、府に対して口を挟むことができないと言われてきたことがあります。そのことについては私も、もう再三聞かされまして、もう本当に覚えました。そうではなく、私が思いますのは、地球上は個人の間がある、と上に上がって国・世界と人があるものであって、国や世界があって私たちが、地所ちゅうんですか、はありまして人間そのものの存在は個人から成り立っているものというふうに思っております。府の監督指導の立場は分かりますが、当然、市は私たちの味方に、本当に時には、時には、ずっとかもしれませんが、なっただいて、府や国に食い下がっていただくぐらいな馬力が欲しいなというふうに思います。旧園部町の町長はよく、法律は人が制定したもんやと、住民のために国や府に向かって物を申すのが首長の役目だと、よく言っておられました。上を向いてつばを吐けば自分にかかるのは当然です。大変無礼ですが、市長

職を棒に振ってでも、市民の思いや要求を国や府にあげていただきたい。

二度目の質問でもこんな厳しいことを申し上げましたが、どうぞ奥歯に物の挟まったような答弁でなく、すかつとして喉の渇くような答弁をお待ちしておったのですが、もしこのことについて答弁が何かございましたら、お聞かせを願って、2回目の質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それではご質問にお答えをいたします。

市政懇談会につきましての、何から手を付けていくのかということでございます。

私は先ほどの第1質問の中でも答弁を申し上げましたが、様々なご意見や、また、ご要望に属すること、また、ご提言に属すること様々ございました。こういったなかで今、整理を一応させていただきまして、議会にもご報告をさしていただき、また市役所内部それぞれの担当、そしてまた、これを超えるような部門でも、まず、この認識をまず持つようというので、今、対応の指示をいたしておるところでございます。こういったなかで一方、やはり市民の皆様方との協働による市政の確立、また行政評価といった観点での取り組み、こういったことも、この市政懇談会でのご意見、また日頃伺っております様々なご要望や市民の皆様方からのご意見、そして、議会における皆様方、議員の皆様方からのご意見、そういったことを踏まえながら、こういった形での市政の推進に活かしていくのかということ、今、検討をしておるところでございます。当然、こういったなかで、できるだけ早いこと実施できる部分については早急に行っていかなければならないと思っております。また当日、そのご質問に対する答えが万全でなかったというようなご意見ございます。当然、私ども資料を用意しておるわけでございませぬし、また、それぞれの各地区におきましてのご事情もあるわけでございます。こういったなかで具体的な答弁まで及ばなかったことも事実でございますが、やはり、こういったご意見を十分踏まえて、今後の対応をしていくことが必要だというふうに考えております。基本的には先ほど申しました状況の中で、いかに市民の皆様方のお考えやご意見、そして、その行政評価に対応し、市民の皆様方に対して、よりご満足いただけるような施策を出していけるのか、このことについても構築をしていかなければならないし、こういうようなことを十分に活かしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、次にカンポの問題につきましては、私自身も府や国に対してお願いしなければいけないところ、また抗議をしなければいけないところ、また、そういった面についてもいたしておるところでございます。市民の皆様方を守る、当然、私の責務でございます。今回のカンポの問題につきましても、私ども市民であるとともに、府民の安全を守るのも、府民の安心を守るのも、京都府としての責務ではないかというようなことも申し上げてきて、それぞれ対応を進めてきたのも事実でございます。味方、敵ではなく、私は市民の皆様方の付託を受けて市長としての責務にあるというのが、このことを自覚

するなかで、これからも府や国に対しましても申すべきことは申していかなければならない、また行動していくことは行動していかなければならない、こういった基本に立って努力をしていく所存でございます。至らぬ点多々あると思います。

それぞれご指導やご叱正を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

村田議員。

**○議員（20番 村田 憲一君）** それではあと、よろしく願いいたします。頼みます。以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、村田議員の質問を終わります。

次に22番、高橋芳治議員の発言を許します。

高橋議員。

**○議員（22番 高橋 芳治君）** 議席番号22番、活緑クラブの高橋芳治でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして質問をいたします。

まず最初にカンポリサイクルプラザの運転再開について、お尋ねをいたします。この件は先ほどの村田議員さんとの重複するところがありますが、ご了解いただきたいと思っております。

カンポリサイクルプラザ再開にあたりましては、8月の12日に専門家会議が開催され、カンポから提出された改善計画は妥当であり、運転の再開は可能であると判断されたところであります。専門家のコメントの中で積極的な情報公開等を行い、周辺住民に対する説明責任をしっかりと果たすことと明記されております。そこで南丹市におきましては、周辺住民とはどの範囲を考えておられるのか、市長に、まず、お尋ねいたします。

少し旧町時代にさかのぼりますが、旧園部町が高屋地区に誘致計画をされた時点で、旧八木町は直下流にあたり、上流で万が一、事故でも起きれば大きな被害が起きるのではないかと、そんな不安を抱きながら反対をしてきたのが事実であります。その当時の八木町長として、近隣の船枝、美里、室河原、それぞれの区長名で京都府に意見書を提出してきた経緯があります。そんななか、カンポリサイクルプラザは施設進出にあたって、当時、反対意見も多くなかで地元高屋地区をはじめ、周辺地域に対し、将来に渡り万全を期するとの約束がされ、操業が行われてきたところでございます。しかし、今回の事故によって、地域住民を裏切る結果となり、高屋地区はもちろん、隣接する八木町北地区、美里・室河原区の住民は大きな不安を抱く状況に至っているわけでありまして。八木町北地区区長会、美里・室河原区長連名で昨年1月に佐々木市長に要望書を提出されております。内容を少し簡単に読み上げますと、地域住民の不安を取り除くため、徹底した調査と再発防止、周辺地域への説明を行うことといった要望書であります。佐々木市長もご存知だと思います。しかし、いまだに何の説明も報告もないことは、住民にとって大きな不安を抱いたままで、非常に心配されているのが現状であります。当然、直



下流でもあり、周辺住民として高屋地区同様に説明報告する責任があると思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

また京都府からの運転再開願いが8月18日付けで市長宛てに提出されました。回答期日は8月28日となっております。本来ならば、8月24日の高屋公民館で開催された説明報告会での住民からの意見等をまとめた上で回答されるべきで、8月20日に回答されたことを疑問に思うところでもあります。先日の厚生常任委員会の中では、8月20日に回答した理由として、市長は市長判断で答弁されました。我々議員は市長判断と言われても、いろいろな考え方があり、取り方もあります。理解に苦しむところがあります。南丹市の市民の安心・安全を守る立場の市長が、市長判断でということは、少し我々にとりましては市長からの言葉じゃないかなと、そんな思いをしております。市長判断と言われた以上は、何か根拠があって言われたと思いますので、その根拠をお尋ねいたします。市長判断と言われても理解ができないんですね。議会の僕ら議員が理解できる答弁をお願いしたいと思います。このことの答弁によりましては、住民に対して説明責任を果たしたことになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

四つ目に、高屋公民館での説明会で住民から、再び事故が起きればどうするのかと質問に対し、この質問は先ほどの村田議員さんと同じ質問になるんですけども、社長自ら、再びこのような事故を起こせば撤退すると宣言をされました。私は南丹市として、あの場だけの口約束だけでなく、やはり契約書なり、細目書の文書として残すべきだと、私は思うんですが、先ほどの答弁ではそういうことは一切しないということでありました。これも、やはり地元の住民の方々は、あの言葉を聞いて、安心されて、了解されたんじゃないかなと、そんな思いもしておりますので、市長にもう一度その裏づけするものがないか、お尋ねいたします。

次に、総合支所の現況についてお尋ねいたします。

昨年8月に行政組織の再編がされ、1年が経過をいたしましたところでもあります。再編により、どの程度の成果があったのか、またその間の市長の行政サービスの低下につながり、市民の市政の理解が得られないように見受けられるが、このことに関してどのように認識しておられるのか、市長にお尋ねいたします。

以上の点について、よろしくご答弁をお願いいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目に、京都府が諮問機関であります専門家会議が出されましたコメントにつきまして、京都府に対しまして本件にかかる評価や助言を行ったコメントが出されております。この専門家会議が判断されたものでございますので、周辺住民という言葉というのはどのような趣旨を指しておるか、確認をできたわけではございませんけれども、私ども南丹市といたしましては本施設の建設の経過や、また公害等防止協定書、細目書

の締結など、こういった観点などから南丹市におきましては川辺地区を周辺地域というふうに認識をいたしておるところでございます。こういったなかでございますけれども、先ほどのご質問にございました旧八木町地内、室河原区、美里区、船枝区の皆さん方から、それぞれ建設当時からのご意見、また新市になりましてからもお話があったところでございます。こういった経緯を踏まえまして、今回の24日に開催いたしました報告会のご案内につきましても、室河原区、美里区、船枝区の区長さんには差し上げております。また、こういったなかでそれぞれの区におきまして、また住民の皆様方でこの状況につきまして説明する必要があるからというご要請があれば、当然、私ども市としてもお伺いして説明をさしていただく、このように考えております。当然、これは市民の皆様方にも、この再開につきましてのご報告をしなければなりませんので、今週末の発行いたしますお知らせなんたんによりましても、ご報告をさしていただく予定をいたしておりますことを申し添える次第でございます。

次に、京都府から8月18日付けで、南丹市に対しまして意見照会があった件でございます。

この内容につきまして、私どもは京都府に対しまして、京都府が行われることに対しまして権限を持ってされるわけですから、このことについて申し述べることはないわけでございますけれども、今後、再開するなかで十分な監視体制等の確立、それに努力をしなければならないということを返答いたしました次第でございます。こういったなかで、先の厚生常任委員会の中でも、るるご説明をさしていただいたところでございますが、今日までの地元の皆様方との協議を通じまして、細目書の見直し、また監視体制の整備などについて協議を進めておりました。こういったなかで、概ね、地元の皆様方のご理解を得られると20日の時点で判断したために、すみやかに事務手続きを行ったものでございます。

次に、先ほど来ご質問の中にごございました、24日の説明会におけるカンポの社長の発言でございますけれども、先ほど申しましたとおり、私は重大な意味がある発言であったというふうに認識しております。しかしながら、この協定書、このなかでは公害等により被害が生じたときは、その損害を補償する、この旨が定めておるわけでございますが、この罰則や処分につきましましては法律・条例に基づくという観点で締結されておるのが、この協定書の趣旨でございます。今回の細目書の内容につきましても、こういった観点におきましてご協議をいただき、見直しをいたしたところでございます。この社長の発言というものを、この細目書等に記載するということはそぐわないというふうに思うわけでございます。しかしながら、操業しております最高責任者であります社長の発言として、まさに公衆の面前におきまして発言された内容でございます。このことは、このことをもって、大変重要な意義があるというふうに私どもも認識をいたしておるところでございます。

次に、総合支所の状況につきましてのご質問がございました。

ご承知のように組織の、そして再編、組織機構の再編こういったなかで、昨年8月に取り組んでまいりました。市民の皆様方が利用しやすい、分かりやすい体制づくり、また、こういったなかで本庁・支所の執務につきましての見直し、こういうなことを観点において実施をいたしたところでございます。事務の効率化を図る、こういった点も重要でございます。市民の皆様方との直接対応が少ない業務につきましては本庁に集約し、また主として市民の皆様方の対応を行う窓口業務については支所が行う、こういったなかで、その後の処理は本庁で行うなど、本庁と支所の連携をさらに強固にすることで、総合支所としての機能の確保に努めてきた、このように自負をいたしておるところでございます。多様化し、また高度化する市民の皆様方の市役所に対するニーズ、これは大変対応することは厳しい課題も様々あるわけでございますけれども、私ども、先ほど申しました市政懇談会等でお伺いしたご意見、また市役所内部における様々な精査、そういったなかで市役所職員も、さらに研鑽を積み、また高度なニーズに対応できるような職員であり、また職員としての体制を築く、このことが重要であるというふうに考えております。様々なご意見や、そして、ニーズの中でどのように対応していくのか、十分に今後とも皆様方のご意見やご要望に対応するべく努力をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解やご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

高橋議員。

**○議員（2番 高橋 芳治君）** 観点少し、再質問をさせていただきます。

確かに周辺住民ちゅうのは、環境、そうした法律では何キロちゅうのがあると思います。しかし、それはそれで風向きとか、そういうなんによりまして変わってくると思うんですよ。高屋地区だけが周辺地域ではなしに、やはり川下辺りも私は周辺地域と思うんです。確かに先ほど言われた法的なあれには入っていないということでもありますけども、しかし、そやなしに自然、その時その時の自然の環境によって変わってくると思うんですよ。そういうことを考えたら、やはり私は周辺地域であり、やはり説明報告を向こうからやってくれというんやなしに、こっちから持ちかけるのが当たり前やと思うんですよ。その辺もう一度、答弁願いたいと思います。

それと私は理解できる答弁をして欲しいと申し上げたんですけども、市長判断といいますのは、いろいろとれます。例えて言いますと、南丹市市民のための判断なのか、市民のための判断ね、もう一つは悪く言えばカンポ寄りの判断、いろいろ取れるわけですよ、僕らから言わしたら。そこら辺を、どうもカンポ寄りの判断でされたんじゃないかなと、そういうふうな疑問を持つとるわけですよ。それをはっきりさして欲しいということ言ってるんですけども、何かちょっと分かりにくいんですけども、そこら辺ひとつ。

それと、市長判断された根拠、願いたいと思います。

それと、八木町の北地区、そして美里、室河原から出ました要望書に対して回答がないということでございます。それは先ほど言いましたけど。やはり何らかの形で回答を出していただきたいなと思っておりますので、そこら辺を、これ1年以上になる、1年と半年になります、要望出てから。そこら辺をひとつ、市長のお考えをもう一度お聞きいたします。

それと総合支所の件でございますけども、何か本庁と支所の連携が密になっていると、先ほどの答弁がありましたけども、そこら辺がもうひとつ密になっていないのではないかなど。住民からの苦情がよくあります。電話も入ります。苦情が入るということは、それだけ総合支所の役割ができていないんじゃないかなど。やはり本庁と支所の連携を密にさせていただいて、そういうことのないようにお願いしたいと思えます。これは答弁結構です。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは再質問にお答えをいたします。

地元地区といたしまして、川辺地区ということは今日までの経過から、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。そういったなかで下流域のご要望、この点につきましては回答ということでございました。その辺、また現段階での精査をしながら、十分調整していきたいというふうに考えております。

また、そういったなかで市長判断、当然、私は市民の皆さん方の立場に立って判断をいたしておるつもりでございますし、また当然で、これが責務であるというふうに考えております。また、この根拠ということでございますが、根拠というのは大変どういう趣旨をもってということでございますけれども、私は京都府からの意見照会というなかで、広義の意味での、広い意味での行政手続というふうななかで理解をいたしておるところでございます。当然、様々な意見照会あるわけでございます。こういったことに対しまして、行政として速やかに返答をさせていただく、このことが私に課せられた責務であるというふうな判断の中で、今回の回答もさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

高橋議員。

**○議員（22番 高橋 芳治君）** ちょっと僕の質問と、今の市長の根拠の件でちょっと食い違いがあるん違うかなと思うんです。僕は市長判断された根拠をお聞きしとんのですわ。

**○議長（吉田 繁治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** ただいま根拠というお話がありました。

これは一番最初の答弁で私は申し述べたというふうに認識をいたしておるところでござ

ございますけれども。この意見照会に対しまして、地元の皆さん、川辺地区の区長会をはじめとする川辺地区の皆さん方と、それぞれ事故発生以来、様々なお話し合いや協議、そして細目書の見直し、監視体制の確立、整備などにつきまして、それぞれの機会に積み上げを行ってきたところでございます。こういったなかで、概ね地元の皆様方のご理解を得られる、得られとるといふふうに判断し、そういった上に立って、この事務手続きを行なったというのが根拠でございますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午前11時15分といたします。

#### 午前11時00分休憩

#### 午前11時14分再開

**○議長（吉田 繁治君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に2番、大面一三議員の発言を許します。

大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議席番号2番、日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。通告に基づきまして、市長に質問をさせていただきます。

まず一番目に、地球温暖化防止対策について伺ってまいります。

先日もゲリラ的と言われる集中豪雨が、全国各地で多発をし、甚大な被害をもたらしました。被災地の皆さんには心からお見舞いを申し上げます。この夏のゲリラ的豪雨はこれまでの防災上の予測をはるかに超える、時間当たり100mmを超える局地的な豪雨でございました。今後の防災基準、今までの防災上の予測をはるかに超えるものでありまして、今後の防災基準そのものを見直さなければならないとさえ言われております。近年、地球規模で頻発する局地的豪雨、まさに地球温暖化の現れであります。地球温暖化の進行は世界的な自然災害の多発、氷河の融解、海面上昇による太平洋諸島の水没の危機など、様々な形で現実のものになっております。この日本におきましても、真夏日の増加、竜巻の頻発、台風や低気圧の強力化、記録的な集中豪雨の増加など、日常の生活や安全を脅かしているといった状況であります。国連の「気候変動に関する科学者の会議」は、産業革命による工業化以前に比べて、世界の平均気温が2度以上上昇すると、取り返しのつかないことになるかと予測をしております。地球の平均気温は産業革命以降の200年を経た現時点で、0.76度上昇しております。すでに排出されております温室効果ガスにより、今後20年でさらに0.4度上昇するとされております。もし、このままで手を打たなければ、今世紀末には最大で6.4度上昇することも予測をされております。今、地球温暖化の抑制に真剣に取り組むこと、とりわけ産業革命前に比べて2度以内に気温の上昇を抑えなければ、地球環境と人類の生存を脅か

す破局の到来は避けられない、この科学者会議は断言をしております。気温上昇を2度以内に抑えるために、一つには2050年までの長期目標として、世界の温室効果ガスの総排出量を1990年比で半分以下に削減すること。二つ目には中期目標として、2015年までの早い時期に世界の総排出量を減少に転化させていくこと。特に、先進国には2020年までに25%から40%を削減することとしております。こうしたことから、日本は京都議定書で1990年比で6%削減の目標を掲げておりますけれども、逆にこの日本は6.2%二酸化炭素CO<sub>2</sub>排出量が増加をしているという状況であります。先の洞爺湖サミットで出されました福田ビジョンにおきましては、中期目標の設定そのものを棚上げしているという状況であります。京都議定書で約束した1990年比6.0%削減を達成するとともに、2020年までの中期目標を明確に、日本はしていくべきであります。地球温暖化防止対策の基本的考え方と、市としての具体的な計画をこの際、市長に伺っておきたいと思っております。

1998年に地球温暖化防止対策にかかわります法律、すなわち地球温暖化対策推進法が制定されました。この南丹市におきましても、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画が義務付けられ、今年3月に南丹市の地球温暖化対策実行計画が策定されたところであります。ところがこの計画は、市の事務及び事業に関してとあるように、対象を市内の取り組みに限定をした省エネルギー対策でありまして、CO<sub>2</sub>の排出を今よりもいくら減らしていくかという視野の狭いものであります。地域・自然エネルギーや生物資源バイオマスのように再生可能で循環し、永続的に利用できるエネルギーの開発、その利用に転換することが求められております。市として視野を広くもって、自然エネルギーの活用の促進開発に積極的に支援援助、またはリードしていくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。市長の見解を伺っておきます。

自然エネルギーには、太陽光・風力・水力など、自然そのものが生み出すエネルギーと、バイオマス生物資源エネルギーなどがあります。バイオマスには木、そして、草、家畜の糞、生ごみなど、多様な形態があります。この南丹市の多様で豊かな自然条件・地域条件を活かして、地域自然エネルギーを活かすという立場で、全力を自給また売電する、そんな利活用が図れないかと考えるものであります。農業用水路等山間地の高低差を利用した水力発電、太陽光パネルの設置、風力の活用など、また市域には広大な山林、休耕田、家庭から出される生ごみ、家畜の糞尿など、大量の未利用バイオマス資源があります。南丹市内のそれぞれの地域が持つ特性を活かしながら、多様な地域自然エネルギーを組み合わせれば、地域で必要な電力も自給することも可能ではないかと考えるものであります。先進地であるEU・ヨーロッパでは、温暖化防止対策を経済社会の持続可能な発展戦略のトップ課題に位置付けた上で、実際の経済社会政策も温暖化対策を通じた経済成長と雇用の促進を図る、そのような展開をしております。常に温暖化対策と関連付けて、行政市政展開をしているというものであります。このこうした地球温暖化対策を、今後の南丹市のあり方を探求する総合的な戦略・施策・政策の重要な

一環に位置づけ、エネルギー・地域振興・雇用・農業・林業・税制など、各分野の政策をそれと有機的に結びつけて確立をし、市民の合意を得ながら、温暖化対策を進めていくべきだと考えますけれども、市長の所見を伺います。

そのために地球温暖化防止対策といったような内容の部なり、課の設置を行い、総合的・統一的施策の展開が図れるようにすべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。市長の答弁を求めます。

次に温泉施設市税収入、入湯税についてでございます。特別徴収義務者であります公衆温泉にかかわり、まず伺ってまいります。

今、南丹市域におきましては、公衆浴場としてスプリングひよし、るり溪温泉の二つの施設があります。提出されております二つの決算書を見ますと、いずれも入湯者も多く盛況の様相であります。ところが市にどれだけ貢献、還元されているかと言えば、疑問符が付く内容であります。特に、るり溪温泉は大半が市外の利用者でありますし、合併前には町に利益の還元もされておりました。ですけれども、今は温泉経営にかかわる利益は園部町振興公社にとどまり、市の歳入としては全く受け入れがされておられません。逆に合併時には基金を取り崩し、事業計画のないところに2億円を補助金という名目で支出をし、負担を行ってきました。今もこの公費を返還させるべきだと住民訴訟が継続中であります。そこでお聞きするわけですが、このような状況のもと、市内の鉱泉浴場の現状、状況をどのように市長はとらまえておられるのか、入湯者の状況と今後の市の温泉施策の展開の見通しを、お聞きしておきたいと思っております。

二つ目には、温泉経営にかかわり地方税法は鉱泉浴場所在地の市町村は環境衛生施設、消防施設の整備、観光振興に要する費用に充てるために、入湯客に入湯税を課するものとする、入湯税の課税を義務付けております。目的税ではございますけれども、入湯税は必ず課すべきものとされております。南丹市においては市内の鉱泉浴場から、なぜ入湯税が納められていないのか、お尋ねをするものであります。

そもそも入湯税は、この南丹市の市税条例におきましても、入湯税1日一人当たり150円を徴収すべきと明記されているところであります。不特定多数の入湯客が集まるから、公衆便所やごみ対策に、また観光地として魅力あるものにするために、鉱泉浴場・温泉を抱える市町村に認められた特別な税金であります。入湯税の徴収は特別徴収の方法によるとして、鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者に指定をし、入湯客から徴収をさせ、1ヵ月分まとめて翌月に市役所に申告して、納めさせるという仕組みとなっております。るり溪温泉においては、園部町振興公社が特別徴収義務者にあたります。スプリングひよしにおきましては、日吉ふるさと株式会社がその義務者になろうかと思っております。府下では、福知山・綾部・宮津・亀岡・京丹後・伊根・南山城村が徴収をしております。18年度決算によりますと、府下この7自治体で総額1億2,177万円の入湯税収入でございます。南丹市におきましても、この入湯税を課税をし、市税収入とするべきと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

次に、観光地るり溪の溪流の水質改善でございます。

昨年9月議会で、私がるり溪の水質悪化が進行している、早急に対策を取るべきだと質問をいたしました。市長の答弁は、府や地元区と協議・調整をした上で対応することとございました。しかし、1年経過した今も褐色の水、漂う悪臭といった状況は全く改善されておられません。一層悪化が進んでいるといった状況ではないかと思えます。この1年間、市の対応・対策はどのようなものであったのか、お聞きをいたします。

また、るり溪は府立自然公園でもあります。本来は京都自然公園として、京都府にその水質管理、そして、保全をしていくその責任があるかと思えますけれども、その京都府に対して、この間どのように働きかけをされてきたのか、その点もお伺いをいたします。

1年前に指摘をいたしましたこうした悪臭、褐色の水は、何が原因をしているかと認識されているのか、お尋ねをいたします。特に悪臭は、魚の腐蝕した臭いでありまして、公有水面を利用します釣りの営業が大きく影響しているのではないかとお考えいただけますけれども、この点市長はどのような見解を持っておられるのか、この点もお尋ねをいたします。

このような状況を長期間放置することは、南丹市を代表する観光地のイメージを大きく損なうこととなります。早急にその対策を講じるべきものであります。そのためには通天湖の湖水の放流を行い、湖底を干すことがその対策として有効とされております。その対策を早急に講じていく、そのお考えはないのか、お尋ねをいたします。

また、るり溪温泉施設にかかわって、土地の賃貸料の請求の努力をすべきと考えます。このるり溪の水質改善には多額の費用を要するとされておりますけれども、その財源として水質浄化のためにも土地の賃貸料、きちっと請求すべきだと考えますけれども、市長の答弁を求めて、第一回の質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは大面議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中にもございましたように、近年の異常気象発生、我々の生活にも大きな影響を及ぼしておるのも事実でございます。こういったなかで、地球温暖化防止対策の必要性、このことにつきましてはご質問の中でもいただきましたように、南丹市におきましても地球温暖化対策推進法、並びに京都議定書目標達成計画、これに基づきまして本年3月に南丹市地球温暖化対策実行計画を策定いたしましたところでございます。市の事務・事業に関しまして、温室効果ガスの排出の抑制に関する取り組みを自主的かつ積極的に行う、このなかで地球温暖化対策の推進を図るといたしておるところでございます。また今後、市域全体において取り組んでいかなければならないというのが、大きな課題であるというふうにお考えおるところでございます。こういったなかで、すでに八木バイオエコロジーセンターにおけるバイオマスエネルギーの利用、また日吉・美山におけ



る森林保全と活用、また公共施設への太陽光発電システムの導入など、それぞれの地域で旧町時代よりこの対策も実施いたしてまいったところでございますし、また一般家庭におきましてもごみの減量化、リサイクル、また省エネなどにも積極的にお取り組みをいただいております。こういったなかで、これらをさらに推進していくということを目的といたしまして、昨年度バイオマスタウン構想の策定、またバイオマス等未活用エネルギー事業の調査・実施を行ったところでございます。こういったなかで、昨年組織改正につきましても環境課の設置を行うなかで、こういった問題に対しまして、積極的に取り組みを進めていかなければならないということで取り組んでおるところでございます。

ご質問の中にございましたように、まさにバイオマスの活用、こういったなかで未利用のエネルギー、この利活用を図ることは、これからの時代にとって大変重要なことであると認識をいたしておるところでございます。こういったなかで、先ほども申しましたように、バイオマスタウン構想の策定や未活用エネルギーの事業調査などを行ってきたところでございますけれども、ただ、こういったことを実施・実用化・事業化するにあたりましては、大変難しい課題がございます。一つはやはり、この事業自体がなかなかペイしない、採算が合わないという課題があります。私どももそれぞれ、この施策に取り組むなかで、国におきましての様々な優遇施策なり、ご支援いただくようなシステムなり、そういったことをお願いをしておるのも事実でございます。こういったなかで、それぞれの状況の中で、大切であり、今後の重要課題としては認識しておるわけでございます。こういった事業化や、また施策の推進にあたりましても、様々な、やはり金銭的な課題もあるわけございまして、こういったことも引き続き強く要望しながら、それぞれの事業の推進に、またバイオマスタウン構想の実現のために努力をしていきたい、このように考えておりますので、議員各位のご理解や、また、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、市内の鉱泉浴場の現状でございますけれども、入込客数、近年、ほぼ横ばいというふうな状況でございますが、それぞれ二つの施設とも、それぞれ多くの皆様方に活用をいただいております。また、この施設を拠点にして交流人口といえますか、今後の市の観光施策、また、人を温かく迎えるまちという振興計画の中でも標榜しておりますけれども、こういうようななかでの施策として、この施設の重要性というのは大変大きなものがあるというふうに考えておるところでございます。こういったなかで施設の設置につきましては、指定管理において運営をしていただいております。これからもそれぞれの施設が効率で効果的な運営をしていただきますように、お願いをいたすとともに、より一層利用客が多くなるようにというふうな願いをいたしておるところでございます。

そこで入湯税の課題につきまして、ご質問をいただきました。

この二つの施設とも、当初から住民の福祉向上を図ることとして、目的として設置を

いたした施設でございます。こういった地域住民の利用を主とするという、公益的な性格を有するものとして取り扱いをしてきたことから、入湯税の徴収は行っていないというのが現状でございます。こういったなかで、本来このような目的を持って設置され、運営されとる施設でございます。こういったなかで、この入湯税の課税につきましては、十分に慎重に検討をしなければならないことであるというふうに、認識をいたしておるところでございます。

次に、るり溪の問題につきましてのご質問をいただきました。

まず、これも議会におきまして、今日までもご指摘をいただいておりますが、岩の表面に、岩が黒くなっておるといふようなご指摘をいただいたわけでございますけれども、そういったなかで、平成17年に京都府において調査をいただき、これは大変マンガンが多いということで、マンガンイオンが酸化したものというふうな検査結果を京都府から受けておるところでございます。そういったなかで通天湖につきましては、昭和のはじめに京都府において土砂災害の防止を目的とした砂防ダムとして設置されてきた、人造湖でございます。こういったなかで大河内地区等におきまして、灌漑用水としても利用されておるところでございますけれども、この本来の砂防施設であるという、本来の目的であることから、基本的にこの砂防堰堤という括りの中で、今、管理がされておるといのが実態でございます。当然、京都府立公園としての管理者として、遊歩道等の整備や、またトイレの清掃など、管理面で施設管理や環境美化について、努めていただいておりますけれども、こういった観点に立って、京都府にも連携をしていかなければならない。こういったなかで臭いについて、ひどいというご意見があったわけでございますけれども、いわゆる釣堀におきましては、私どもの認識しておるのは水面のごみ清掃を行っておりますし、また魚が死んだ場合には、速やかに撤去処分をいただいておりますというのが私どもの認識でございます。この影響は少ないものがあると、少ないというふうに認識をいたしております。

また、こういったなかで、大河内地区さんからのご要望につきましても、土砂の浚渫のご要望あったわけでございますけれども、このことにつきましては8月に、私どもから京都府と協議の上で、この点につきましてはため池としての農業振興事業としての対応ということを実施するというのが方途であるので、というお答えをさせていただいております。今後とも、この湖底を、いわゆる干してということにつきまして、また土砂浚渫というふうなことにつきましては地元大河内地区の皆様方と十分に協議をし、対応していかなければならないというふうに思っております。

また、こういったなかで、るり溪温泉等にかかわっての土地賃借料の問題でございますが、改めまして今日までの経緯をご説明させていただきますと、るり溪温泉等の施設につきましては、平成17年園部町により財団法人園部町振興公社へ譲渡を行い、こういったなかで適切な管理運営をいただいておりますというふうに認識しております。土地につきましては南丹市の市有地でございます。現在、市と園部町振興公社の間で無償での

使用貸借契約を締結しております。この無償での締結というのは、るり溪高原施設の管理運営及び青少年の健全育成、生涯教育の振興・促進のための事業実施など、地域住民の皆様方に寄与する目的として、園部町振興公社が公益法人であることなどを鑑みまして、この契約を締結をしているところでございます。こういったなかで、この水質浄化についての取り組みでございますけれども、このことにつきましては、この財団法人園部町振興公社並びに京都府立のるり溪少年自然の家、またゴルフ場でございます、るり溪開発株式会社、宗教法人の瑞専寺こういった所より、水質浄化を図るための目的に費用負担をお願いをしておるところでございます。こういったなかで、公社によりまして水質浄化装置の維持管理、装置の更新及び水質更新等を行っていただいております。こういったなかで、ただ現在、この浄化装置につきましては、老朽化が進んだことによりまして、稼働できてないという実態があるわけでございます。今、この新しい浄化装置の早期導入に向けて検討をいただいております。私ども市といたしましても早急に、この浄化装置導入を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

こういった様々な課題につきまして、私どももやはり、このるり溪という、まさに名所として多くの皆様方に愛されております南丹市の観光名所の一つでございます。こういったことにつきましても、それぞれご意見を賜りながら、このより良き活用、また保全に努力をしていきたいと思っておりますので、今後とものご指導、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 再質問を行ってまいります。

私の持ち時間が20分ということで、全く時間との戦いなんですけれども、明確な答弁をお願いしたいと思います。

一つはですね、今、環境地球温暖化防止対策にかかわってはですね、バイオマス、そして省エネ対策にかかわっては、一定の方向が出ていると、計画も出されてるんですけどもね、ただ自然エネルギー、地域のエネルギー、自然エネルギーをいかに活用していくかという観点は全く抜けてるんですね。やっぱりこういう、ここが全国のいろいろな先進事例もありますけれども、地域の自然を活用する。そして、地域のそれをもって雇用の確保、そして、地域振興を図っていくという取り組みがされているわけですね。南丹市のこうした自然条件からいったら、そういうところに力を入れた、そんな対応をすべきではないかというふうに思うわけです。私、先ほども申し上げましたけれども、地球温暖化、環境対策という手段と違って、もっと大きく地球温暖化対策部と、ぐらいなものを設けてですね、本当に南丹市の大きな行政の課題というのか、推進を図っていただきたいというふうに思うわけなんですけれども。その点、地域自然エネルギーを活用するいう点ではどうかということで、再度、質問をさせていただきます。

それと市税収入にかかわってでございますけれども、これ先ほども申しあげましたように、市の条例の中に入湯税という項目がこの合併で新しく加わっているわけですね。当然、これは一人当たり150円を徴収すべきであるとあります。地方税法もですね、地方税法も必ず取るべきだということも言うているわけですね。それがなぜね、取られないのかというところはね、これ考えれば、市の何というのかな、今までの、いわゆる旧町からのしがらみ、そして、というのかどうか、そして、また怠慢というのか、そこは指摘しておきたいと思います。これ考えますとね、決算書でいきますと、スプリングひよしで23万人の入湯客があるんですね。そして、るり溪はまだ、この決算書でも明確にないんですけども、20万の入湯客があるだろうと思います。全体で40万、40万を150円掛けたらですね、6,000万円の収入になるんですね。そんな状況に、これは概算ですけどもね、そんなことなんでも。やはり、十分に尊重するというようなことを言われましたけども、十分に慎重に対応すると言われましたけども、今後この入湯税を課税していく考えなのかどうかということ、明確にお答え願いたいと思います。

それともう一つはですね、観光にかかわってですけども、今も申しあげましたように、いわゆる臭いがすると。それもほとんど常時臭いがすると。こんな状況をね、放置してよいのかということなんですね。先ほど市長は、いわゆる釣堀をかばうかのようにですね、死んでいる魚は処理をしていると、影響は少ないというような判断ですけども、現実に臭いがしているわけですね。何でそないして業者をかばう、そういう立場に立てられるのか。やはり、るり溪の環境を守り、保水を守り、清流を守るという立場にね、市長として立っていただきたいというふうに思うんですわ。そこらの観点はね、何かね、今の入湯税のでもやね、市民の立場に立っておられないんですわ。それを強く申しあげておきたいというふうに思います。ほかにもたくさんあるんですけども、この質問時間が制限されております。本当に腹立たしいことですけども、これはもう議会の皆さんに訴えておきたいと思います。それと、そんなところです。

それとですね、水質浄化の設置の関係ですけども、るり溪温泉に以前は私ら、こうして質問しましたね、園部町の時代は。すぐにある程度形だけですけどもね、対応したんですね。ですけども今回はもう1年、私が前に質問したけど、何も対応されてない、今も聞きましたけど。それもね、あそこに浄化装置があったんですけども、その当時は壊れている、何も稼働していないやないかと言うて、質問もしたんですけども、それもね、そのままなんですわ。上の頭が飛んだままでね、その湖面に浮いているというような状況でね。そんなことで本当にね、真剣にその地域のこと、そして住民の立場で本当に市が運営されてるんかどうかということね、私はほんまに疑問に思いますね。ですから、こんなところ、時間がないんでそんなことで、八つ当たりをしとって仕方がないんですけども。そんなところで再質問を求めたいと思います。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは再質問にお答えをいたします。

ただいまご質問にございましたように、まさに地球温暖化、また今の流れの中でバイオマスの活用、また自然エネルギーの有効活用というような、私は国際的な大きな課題であるというふうに考えております。こういったなかで、私どももできるところから、まずやっていく、また、こういったなかでの先ほど来、ご質問の中でもお答えいたしましたように、バイオマスタウンの実現、またバイオマスの利活用、こういったなかで様々な自然エネルギーという、あることも承知をいたしておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、これの実質的な活用、また事業、実施ということになりますと、やはり経済的な側面というのが、どうしても免れるわけにはいきません。今日まで市内におきまして、それぞれ八木での施設、また、それぞれの施設の中で運営もやっとなるわけでございますけれども、なかなかこういったことが経済的に成り立っていないという現状があります。この辺も十分に加味しながら、やはり、その自然エネルギーに取り組みにつきましては、実はこの温暖化対策につきましても、それぞれ市民の方の中で様々な活動をしていただいております。こういったなかで、まさに市民の皆様方と共に力を合わせてやれること、また市として行わなければならないこと、こういうようなことも踏まえながら、この施策の実現に努力をしていかなければならない、いうふうに考えておるところでございます。

次に入湯税の問題につきまして、先ほど私も答弁の中で申したわけでございますが、やはり、この施設の設置について、今日までの、やはり経過がございます。こういったことに立っての、この入湯税についての対応をいたしておるところでございます。こういった目的を持っての対応でございます。このことについて、変更する場合には十分な検討をしなければならない、いうふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

また、このるり溪での臭いという課題、このことについては当然、自然公園内のことでございます。それぞれの施設利用の許可につきましても、十分な対応をしておるのが状況ではございますけれども、実際、このようなご指摘をいただいております。また水質浄化につきましても、私どもこの装置につきまして、やはり効果的な、より効果のある装置としては、どのような形がいいのかということを検討を続けていただいております。やはり設置をするからには、やはり、できるだけ効果の上がるものということで検討を続けられておることとございますけれども、やはり長期間に渡りましてこの作動しないということになりますと課題もございます。こういった課題につきましては、早急に設置ができるように私どもとしても努力をしていかなければならないというふうに考えおるところでございます。いずれにいたしましても、私ども決して、それぞれの企業やの立場に立って判断

するわけではございませんし、もちろん市民の立場に立ちまして、これからも行政の施策に全力を尽くしてまいりたい決意でございますので、なにとぞご理解、また、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 3回目の質問なんですけども、端的によろしくいきます。

太陽光発電の関係の補助金というのが昨年ありました。今年6月にそれが全面廃止になったというようなことで、太陽光・太陽熱の利用のね。これは早急に回復させるべきだというふうに思うんですけども、いかがかと。これはいわゆる今、地球温暖化防止対策については太陽熱をね、有効に活用するということでは大きな意義があるかというふうに思いますけれども、その点、廃止されましたけどもね、そのところの経過と今後の方向を答弁願えたらと思います。

それとですね、市税収入についてはですね、今もありましたけども、この慎重に対応していきたいというようなことで、変更する場合は十分な検討をしていくというような、ちょっと分かったような、分からんようなことに思ってますけども。これはいわゆるその市税収入、入湯税を取っていくという立場で検討していくということなのか、これは、もう仕方ないということなのか、その明確にお答え願いたいというように思います。この条例、そして、法は、きちっとその入湯税の徴収を求めているわけなんです。ましてやですね、るり溪温泉にかかわってはですね、7割から8割がね、市外の客なんですわ。なぜ、その市外の客にそんだけ入湯税も取らずに奉公しなければならんのかということになりますんでね、これはもう佐々木市政のほんまに基本的なところの、いわゆる住民を何と見ているか、税金を何と見ているかということになろうかと思しますので、きちっと入湯税は即刻、徴収と、それも3年は、善意の場合は3年はさかのぼって徴収できますんでね。そこらも含めて対応をお願いしたいと思うんですけども、いかがかということでもあります。

それともう一つ、観光にるり溪の通天湖にかかわってですけども、いわゆる金がかかるんだからというようなことは言われております。そして、一方でですね、そのるり溪温泉にかかわってはね、本来やったら市の土地であるんでね、当然、その賃借料とかは土地にかかわっての果実ちゅうのがあるんですから、これは当然、請求すべきです、義務があるんです、これね、市長として。そやけどもそれをやね、無償で契約しているんだからということで取らないと。非積極的でないというのはね、積極的でないというのはおかしいことだと思うんですけども、この点いかがかということでもあります。

もう一つはですね、いわゆる水質浄化装置を設けるように、今後やっていくんだというようなことでございますけれども、私、今、申し上げましたように、前回は申し上げましたけれども、湖底を干すと、水を全部抜いてね、湖底を干したら、それは解決するんだと、金一銭もいらんのですわ。これも地元からも提起されているわけですね。専門家もみんな言ってるのですわ。それはなぜできないかということなんですわ。上に鱒場

を作っているからということになるんかどうかね。干せば、解決するということが皆、大勢から言われてる、専門家からも言われてるんですね。それをきちっとやっていただきたいと。

以上、質問終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

**○市長（佐々木 稔納君）** 太陽光発電の補助施策につきまして、ご質問をいただきました。

今、自然エネルギー、バイオマス、それぞれの活用の中で、こういった問題についてどのような施策ができるのか、また、こういった個別的な補助施策というのが永続的にどのように効果があるのか、この辺も十分に検討していかなければならないと思っております。こういったなかで、市税収入の問題につきまして明確にということでございましたが、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。今日までの設置の経過、また運営の中での今の状況、これを変更するにあたりましては、やはり十分な検討をもって、かわらなければいけないというふうなことでございます。現在のところ、入湯税を今、取るかということでございますが、今、取る決断はしておりません。

次に通天湖のことにつきまして、湖底を干すのは、もう一般的に専門家もそう言っておるといふようなご意見でございますが、私どももこの点につきまして、湖底を干すことについて、それぞれ専門的な知識を有しておられる方等にもご相談をさせていただいております。ただ、このことよっての影響、また、この湖底を干すことよって、完全にこの課題が解決するのか、これにつきまして、まだまだ疑問な点もございます。この点につきまして先ほど申しておりますように、地元大河内地区からもご意見、ご要望もいただいております。こういったことを踏まえ、どのような対応をしていくことが課題解決につながるのか、十分に協議をさせていただきながら、専門家のご意見もお聞きしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、大面議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時15分からいたします。

#### 午後0時00分休憩

#### 午後1時14分再開

**○議長（吉田 繁治君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問に入りますまでに佐々木市長から発言の申し込みがありましたので、これを許します。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 午前中の村田憲一議員の市政懇談会に対するご質問に対しま

して、市民の皆様方の意見の要旨につきましては議会からの資料請求をいただきましたので、提出させていただいていると答弁を申したところでございますけれども、他の資料請求と併せて、提出の準備をいたしておりまして、本件に関しまして、まだ提出ができておりませんでした。深くお詫び申し上げる次第でございます。つきましては意見の要旨につきまして、議会からの請求をいただきましたので、提出の準備をしていると答弁の訂正をさせていただきたいと存じます。重ねてお詫び申し上げますとともに、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** それでは一般質問を続けます。

次に17番、中井榮樹議員の発言を許します。

中井議員。

**○議員（17番 中井 榮樹君）** 失礼します。私は丹政クラブの中井榮樹でございます。どうかよろしくお願いいたします。

さて、今年の夏は温暖化現象によります異常気象の影響で、各地に洪水が起こりました。被害を被られました皆様方には衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは議長のお許しが出ておりますので、通告にしたがいまして、順次質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、るり溪の通天湖の水質にかかわって質問をさせていただきます。本日、午前中にたまたま、他の議員より本件にかかわり同様の質問が出ましたが、私は5月の下旬より6月にかけて、地元住民との懇談会の場で多くの方々から強い要請を受け、また通天湖にかかわる旧町時代の関係者や京都府と折衝をしてきたという経緯がありますので、ご答弁賜りますようよろしくお願いいたします。

暑い夏も終わり、初秋となり、いよいよ行楽シーズンに入るわけではありますが、今年もるり渓流域の下流では岩が黒く汚染され、臭いの悪臭がきつい状況でありました。住民の皆様は大変心配をされています。しかし、上流に位置する各企業の方々は深いご理解を賜り、各企業の責任において、法定に基づく定期検査を受け、認可を受けていただいております。しかし、地元の皆様はるり溪渓谷の景観上からもダメージが大きく、また多くの地域で灌漑用水として常用し、稲作や野菜づくりになくてはならない命の水でございます。地元住民の心配や苦情は本当に大きなものとなっております。昨年6月の私の質問に対して、市長は石が黒くなっているのは検査の結果、石に付着した物質はマンガンであり、通常、鉄と共存して水中に浮遊する微粒子に吸着し、酸化されて二酸化マンガンの状態で石に付着し、触媒作用によって黒くなっている。また水質調査は合併以降、毎年、水質イオン濃度や生物化学的酸素消費量など、水質汚濁状況に対する調査7項目に基づき、るり渓流域の水質調査をし、環境省の定めた基準を下回る結果であったと聞かされている、との答弁でありました。しかし、このことで住民の不安が解消できたものではありません。かつては、岩の色も黒くなかったし、今のような悪臭もありませんでした。そして、何よりもるり溪は「音風景百選」に選ばれた観光地であります。



水質だけの問題ではありません。汚濁された水の色は観光地として、あまりにもダメージが強いのであります。また、一昔前までは毎年、通天湖の水を抜いて、干していたということでもあります。しかし、ここ数十年、通天湖の水抜きは行われておりません。したがって、湖の中はどのような状態になっているのか、想像もつかないわけでありまして。ニジマス飼育業者との話し合いも必要となってくると思いますが、住民の不安払拭のためにも冬場になるまでのこの時期に一度、通天湖の水を抜き、干すことがぜひ必要と思われるのでありますが、改めて市長のご見解をお伺いしたいと思っております。

次に、地域情報基盤整備事業CATVについてお伺いをいたします。

今年4月1日から南丹市全域においてCATVが供用されました。電波状況の悪い地域の皆様方は、大変お喜びのこととお察し申し上げます。しかし、合併前より、この施設があった園部町では配線が光ファイバーになっておりません。したがって、2011年、平成23年の7月24日から地デジに移行、すなわち地上波のデジタル放送にすべての放送が移行されます。しかし、これに対応できないのであります。例えば、テレビの画面を見ましても、テレビの画面の中に黒い枠ができて、その中に小さい画面となってしまいます。またデジタル放送独特の鮮明画像が見ることができない、他の3町に対してパソコンのスピードが非常に遅い、そして、何よりもこれからの機能として期待される災害時や防災に、また緊急時の病院や学校への連絡等の双方向通信機能に対応できません。しかし、園部町に引かれているケーブルは比較的新しく、平成26年頃までは、まだもつであろうということで放置されております。合併のメリットでありました4町が幾久しく情報を共有できるという観点からも、大変不平等が生じております。園部町だけが置去りにされてしまう、このような状況は決して許されるものではありません。早急に光ファイバーへの入れ替えを検討いただき、平成23年7月24日までに工事等を間に合わせる必要があると思うのであります。また、光ファイバーは従来のケーブルと比べて、距離が伸びても、ほとんど電波能力が落ちないという特性があります。例えば、発信元で60デシベルで送信するとするならば、距離が伸びても末端で、ほとんど落ちることなく60デシベルの能力を発揮してくれるわけでありまして。したがって、従来のように、一定の距離毎にブースターをかますとか、そういった手間や機器代が要らないのであります。この際、今までの経緯や価格の問題で未加入になっていた地域にも説明会を開き、新規加入を増やすべきであろうというふうに思うのですが、市長のご見解をお伺いいたします。

3番目に南丹市の公社が所有している、問題の塩漬け土地についての関連であります。まず自治体財政健全化法に基づく公社経営健全化計画の策定を早急に進めるべきであると思うのであります。本年度より財政健全化法が施行されたことに伴い、全国の各自治体は財政改善に躍起となっているのが現実であります。8月末に新聞発表されました京都、滋賀との全54自治体を対象にしたアンケート調査によりますと、自治体財政健全化法が本年度から施行された結果、今後5年間で7団体が黄信号として、今後、厳

しい改善策が求められる健全化団体に転落する見通しであります。また、京都で13、滋賀県で17の30団体が公共料金の値上げを実施、または検討しているとの回答であったと記載されておりました。幸いにも南丹市は入っていませんでした。安心をしているところでございます。さて、財政健全化法は北海道の夕張市が破綻をした、今までの財政再建制度とは異なり、隠れ借金と言われている病院などの公営企業や第3セクターの負債も含めた連結決算で判定されるものであります。したがって、財政状況が悪ければ、自治体は早期健全化団体として、また公営企業は経営健全化団体として黄信号となります。一方、破産状態の再生団体は赤信号という形で区別をされ、起債制限を受けるようになるわけでありまして。南丹市が早期健全化団体になっては大変であります。土地開発公社は今や完全に破綻状態であります。今年度からの財政健全化法に当たって、公社と自治体を合わせて判定されるということになると、土地開発公社が大きく足を引っ張ることになってしまいます。南丹市財政を黄信号に引っ張り込まないためには、今や恥も外聞ありません。私自身も南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会のメンバーではありますが、今のままでは土地処分が大変難しい状態にあります。年々、土地価格は下落している今日、あのバブルの時期に購入した土地は旧4町合わせて11万7,000㎡であり、簿価総額は37億6,000万円となっております。しかし、特別交付税が平成18年から20年の3年間で7億2,500万円あったのですが、この特別交付税も今年度で終わりであります。また利子の累計が8億6,000万円に膨れ上がっています。そして、何よりも37億の簿価と現状の価格差があまりにも大きすぎるのであります。もはや、背に腹は変えられないと思います。そこで早急に公社経営健全化計画を策定をして、国の土地開発公社経営健全化対策に基づき、京都府から公社経営健全化団体の指定を受けることが肝要と思われまして。指定を受けることにより、南丹市が土地の買い取りに対して、大幅な起債が可能となり、また起債の利息の半分が地方交付税で賄える上に、土地開発公社に無償貸付を行う場合も起債が可能であり、また調達した貸付金の利息も4分の1は地方交付税で賄えるわけでありまして。この方法により簿価を大幅に減らすことが可能となります。今までに指定を受けられた各市町村では、42%から46%の簿価の圧縮が可能になったと聞いております。この際、緊急事態を脱出する手法として、この策を見逃す手はないと思うのであります。こうした形で市の方では1日も早く簿価の圧縮を進めていただく、一方、処分検討委員会の方でも並行して簿価が圧縮されることを想定の上で、今後の売却や土地利用等の土地活用法を検討していくという2段階で進めていく形でない、現状打破は難しいと思われるのであります。

市長のご見解をお尋ね申し上げまして、私の第1質問を終わらせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは中井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、通天湖の問題につきましてご質問をいただきました。午前中のご質問の中でもお答えをいたしたところでございますけれども、まず、通天湖の湖底を干すという件につきましては、このことが長年に渡り行われておらなかったということもございます。また、この通天湖の持ちます、先ほども申しておりましたが砂防という面、それと灌漑用水を使っておる面とあるわけでございますけれども、実際、私どもも検討をするなかで、実際、湖底を干し上げることが本当にその効果がどれだけあるのか、また、このことによります波及効果、逆効果の方もあるというふうな指摘も実はございます。こういったなかで今のところ、干すということは考えてないんですけれども、地元からのご要望、また、ただいまの議員のご指摘もございます。こういったなかでこのことにつきましても十分専門家の意見も聞きながら、また大河内地区のご意見も賜りながら協議をしていきたいというふうに考えております。また水質の問題、臭い、また黒く着色しておる、この黒く着色しておるというのは先ほど申しておりますような形の中で、府の調査結果が出ておるんですが、観光面等も考えますと、これもやっぱり大きな問題であるというふうに認識しております。また水質の検査にいたしましても、18年度は年1回、19年度は年2回ということで実施をしておるわけでございますけれども、いろいろと聞いておりますと、やはりこの回数で十分なのかということになりますと、これも課題があるようなことも指摘をいただいております。やはり、そういうようなご意見を踏まえながら、この回数を増やすとか、調査項目についてもこれでいいのか、この辺についても検討を加えていかなければならない、こういうような思いで、今、おるところでございます。いずれにいたしましても、以前から何度もこの議会におきましても、この問題、ご指摘をいただいております。もう一度その辺のことも踏まえまして、十分な対応を検討していきたいというふうに考えております。地元大河内地区の皆様方ともご協議をしながら、こういった問題に対応していきますので、どうぞ、今後とものご指導をよろしく願いたいというふうに考えております。

次に、CATVの問題につきましてご質問をいただきました。

今、ご質問でいただきましたように平成18年の合併後、地域情報通信基盤整備事業、南丹市全域におきましてネットワークを構築し、本年度からサービスを提供しております。この事業推進につきまして、本議会議員の皆様方をはじめ市民の皆様方のご理解、ご協力によりまして、今この体制、サービスをはじめさせていただいたことができましたこと、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。また、こういったなかで園部地区につきましては、平成15年度に新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業として伝送路等の再整備を行いました。幹線は光ファイバー、支線、引込線は同軸ケーブルということで実施をしたわけでございます。今回、八木・日吉・美山地域では幹線・支線・引込線とも光ファイバーで整備を行っておるという現状があります。こういったなかでインターネットのスピード、同軸ケーブル、光ファイバーの違いで若干遅いというような事実がございます。こういったなかでの利用金額の差も、この中でつけておるのも実態

でございますけれども、この張替え、次の張替えのときには光ファイバーで整備するというは予定をいたしておりますけれども、国庫補助金をこの制度で使っております。こういったなかで新たな財政負担ということを考えますと、やはり平成26年度以降の整備の中で予定しなければならないのかなというふうに思っております。ただ、ちょっと誤解があってははいけませんので、ご質問の中で触れられた点につきまして申し上げます。地上波デジタル放送、これ2011年にアナログ放送が廃止をするわけでございますけれども、これは園部地区においても影響はございません。同一でございます。ただ、ただいまありましたようなデジタル画面の、画面の小さくなるというのは、これは横・縦の比率が16対9、アナログが4対3ということになっておりまして、横が広がり縦が縮まるということで、放送によっては画面が小さくなるというのはある場合もありますけれども、これは技術的な問題でありまして、園部だからこうなるということではございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

また、双方向の利用のサービスについても基本的にこの問題は園部だから差異が出るということではございません。ただ、今これから提供していけるサービスの内容、そして、この状況というのを十分に、今、調査、研究しておるところでございますけれども、今後ともこの活用方法を、より強めたなかで努力をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。実際、私自身もすべてを光ファイバーでやっている他の園部以外のところで使わせてもらおうとだいぶ早いというのが、実感なんですけれども、インターネット自身、若干遅れますけれども、やはり補助金の返還等考えますと、今すぐに張り替えるというのは大変厳しい状況にあります。大変申し訳ございませんが、ご理解を賜りたく思う次第でございます。また、地上波デジタルの転換につきましては、これは実は大変市民の皆様方にも大きな不安って言いますか、分からないというご意見があるわけございまして、今、使とるテレビで使えるのか、またCATVに入るとるから、もう何もせんでもええのかっていう、いろんなご質問をいただいておりますのも事実でございます。また、こういったなかで政府といたしましても、地上波デジタルに対する対応ということで、交換もされておるのは生活保護1世帯に対するブースターの無料配布とか、というのが案としては、今、出ておるわけでございますけれども、まだ確定したことになっておりません。しかしながら、2011年というのはもう間近でございまして、今、これからテレビを買い換えるというふうに考えておられている方にとっても、やはり、私どもこのCATVの放送の提供をしておるという立場もございまして。このことについて、なかなか確定した段階には至っておりませんが、できる限り早い時期に市民の皆様方に、この地上波デジタル放送に変わるということに対して、どういったことをお願いしなければいけないのか、また、ご理解を賜るようなことを情報センターと連携をしながら、この説明にも努力をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解、また、ご指導を賜りますように、お願いいたします次第でございます。

次に、公社の所有土地の問題でございます。

ただいま議員ご指摘の、またご質問の中でおっしゃっていただいたこと、大変私どもも同感でございます。先行取得を南丹・京丹波地区土地開発公社に依頼した土地、大変大きなことになっておるわけでございます。この解消につきましては私ども、今、市の持っております土地や施設、財産の有効活用と含めて、このことに対処していくことが最重要施策の一つであると認識をしております。こういったなかで中井議員にも委員としてお世話になっております南丹市公有財産等処分等に関する検討委員会というのを、設置をさせていただきました。また、市役所庁内におきましても内部検討委員会を立ち上げておるところでございます。この先行取得いただいております用地の買戻しを中心にして利活用、また処分方法についてご協議をいただいておりますというのが現状でございます。そして、また、ただいまご質問の中でご指摘を受けました健全化団体の指定、このことは誠に有利な条件があるわけでございます。私どももこの公社の構成団体でもあります京丹波町とも、この活用につきまして、対応につきまして協議を行っておりますところでございます。先ほどのご質問の中でもございましたが、一定条件もあります、特別交付税で利子の2分の1相当額が措置されるということもございます。起債ということも、そういうふうなことで大変ありがたい制度であるというふうに思っております。しかしながら、この対象になりますのが取得後10年以内でも事業の用途に供することができるものというふうに定められておまして、現有土地のすべてが対象になるわけでもないという現状もあります。こういったなかで、先ほど申しさせていただきましたような交付税で今日まで3年間お世話になっておる部分、この辺の活用も含めて、早急な対応をしていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても長期的、また中期的に見ましても、財政の問題、これは大変大きな課題であります。こういったなかで、やはり強固な財政基盤を築く上でこの公社の土地問題というのは、やはり早急に着手し、早急に対応しなければならない大きな課題であると認識しております。今後ともこの施策を進める上で、議会議員の皆様方にはそれぞれご理解を賜らなければならない点、多々出てくると思っておりますけれども、どうぞご指導とともに、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

中井議員。

**○議員（17番 中井 榮樹君）** ただいま、るるご答弁を賜ったわけでございますが、るり溪の水質の問題につきましては、先ほども、午前中にも別の議員さんの方からいろいろご質問があったように、浄化槽そのものが今のところ老朽化して、もう活動していないというような状況の中で、今も放置されているという辺りも、やはり問題でありますし、それと何よりも、先ほどからも言うてますが、岩の黒くなる原因がマンガン云々、それから悪臭を発生しているのは魚やないかというような意見も、午前中にございましたが、いろんな要素が重なり合って、そういう状況が起きているんじゃないかなというふうには思います。それで先ほども言いましたけれども、昔は水替えをして、干すことに

よって、それを毎年繰り返すことによって、そういう状態がなかったと。現に岩の色もあんな状態でなかったわけですから、一度やっぱり、その水替えをするということをおね、真剣にひとつご検討賜ることができないのかなと。何か先ほどの話から、考えているのか、考えておられるのか、ちょっと分かりませんが、ちょっとぼやかしたようなふうのほか、こちらには反応が返ってこないんですけども、やっぱり昔からそうして行われてきたことによって、今まで何ともなかったんだということが市民の、地元の声なんです。だから、このことを踏まえていただいて、それならば1回、汚泥をのければ一番いいんですけども、汚泥の除去となると、何億というのが今、お金もかかることですから。とりあえず、そしたらニジマス業者との話もあろうと思います。しかし、そんなことが原因してできないというのでは、これはまた大変な問題です。そんなことはやっぱり理由にならないと思います。だから市の方でニジマス業者との話し合いができるのかどうかということもありますが、その辺もきちっと話をつけていただいて、一度水替えをやってみましょうと、そして、干してみましょうと、そうすることのよってある程度、市民の皆さんの安心度は変わってくると思います。ああそうなんかというようなことで、僕は一定の要素が解決できるんやないかなと。この声が本当に強かったということをおひとつ肝に銘じていただきたい、このように思うところであります。

それと、あとCATVの件でございますが、この件に対しましても市長はそのようにおっしゃいますけれども、事実上やっぱり画面の小さくなるというのはあるんですよ、これは。実際にあるんです。これはやっぱり放送の内容によっても違いますけども、いわゆる、もうほとんどこれからは、ああいった横長の、従来の4：3の画面は提供されずに横長の画面がほとんど出てくると思うんで、影響はないかと思えますけども、現にはやっぱり古い映画を出すとか、いろんなことおきにはやっぱりそういう状況、これは出ます。それと、それから光ファイバーで本管が云々とおっしゃってますけども、この問題についても、私が一番気にしているのは昨年に、いろいろと今はできないとおっしゃっていたことを強引にお願いをしまして、ご協力をいただいたことは感謝してんですけども、そのおかげで大河内の今までの未加入地域、何軒かのケーブルを引き込んで、今、テレビを見ていただけてます。本当に喜んでいただけています。しかし、その人たちの声の中にもはっきり言うて、1、2軒はほんまに高額な費用を払っていただけています。この辺のこともありますので、もし今度、光ファイバーに徹底して、そういうふうにはやっていたら時期が来るときには、これはやはり新規加入、今までにどうしても見えないとか、価格問題でもものすごく100万近くもかかってしまうというようなどこもございまして、ある程度、本管を少し曲げてでもケーブル価格が全体で引くときには、先ほども言いましたように、今までよりは安くつきますので、そういったことの中から、新規に加入される方のみには、やっぱり新規の料金というものを設定していただいて、そのなかに今まで先行投資された、去年に先行投資された方、私はどうも、もう見兼ねてるんです。気の毒です。だから、そういった人たちの費用も見込ん

で、そして新規加入者の中からトータルで、ある一定それを返すというたらおかしいけど、補助できるような形で、みんなが応分の負担をするというような形に何とか、その地域に対してはやってもらえないかなということのひとつお願いをしておきたい、このように思うところであります。

それと、それから経営健全化団体の指定の件でございますが、これは第1質問でやると通告外やと言われたらいかんので、健全化法すべて述べさしていただいてから、第2質問でさしていただくんですけども、先ほど8月末で30団体、京都府と滋賀県で30団体が公共料金の値上げを検討しているということでありましたが、ここ9月に入ってから新聞で、4団体増えて34団体になったというふうに聞いております。そんななかで南丹市はそのようなことはないと思いますけど、果たして、その4団体の中に南丹市が入って、いやいや南丹市も公共料金の値上げを考えとるんやと、そのうちのアンケートの一つですよというようなことが、もしあるとするならば、その現状と内容をお聞かせ賜りたいと、このように思うところでございます。

第2質問はこのぐらいでさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** まず、るり溪の問題につきましてご答弁申し上げます。

浄化施設の更新と言いますか、新規に新たに作る、このことはできるだけ早いこと、また、今、準備を進めていただいておりますけれども、やはりその効果的なものを早急に、やっぱり設置していただくというようなことで、私ども努力をしていきたいというふうに、まず思っております。

また、この水替えと言いますか、このことにつきましては先ほどの答弁で申さしていただいておりますが、現時点で考えていないということは何かと申しますと、その波及効果と悪効果の方ですね。それとこのことによって、できるかどうか、もうちょっと専門的なことも加味しながら、地元の皆さん方と協議をしていきたい。今、現時点で申せることはこの程度でございますが、今後そういった市民の皆様方の声というのでも反映していかなければいけないと思っております。こういったなかで検討を続けたいというふうに考えております。

また、CATVの問題につきまして私どもも、利用につきましても費用分担と言いますか、利用者負担の問題、また、それぞれ今回の高度情報基盤整備事業につきましては、大きな国の方からの援助があったわけでございますけれども、今後、こういうようなことのニーズに対応していく、また高度化する様々な課題が生じてくると思っております。こういったなかで、どのように利用者負担という部分を考えていくのかというのは大きな課題であるというふうに思っております。民間サイドでももっと充実をしてくれば、そっちに乗り換えたらいいいんじゃないかというような論議も出てくるかも分かりません。やはり、こういうふうな点、費用対効果の問題、また応分の受益者の負担、こういった観

点からも十分それぞれの時期におきまして、検討しなければならない課題であるというふうに考えております。

また、公共料金の問題につきましては私ども、この34団体の中には入っていないというふうに思っております。ただ、今、合併をしたあと、市域全体によって統一しなければならない、これの各種の料金の問題ございます。こういったなかでどのような考え方でやっていくのか、当然、統一化するなかではいろいろな課題が出てくると思いますので、こういったなかで、どういうふうな観点に立ってということになりますので分かりませんが、現在公共料金の値上げということについて、検討しておるということはございません。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

中井議員。

**○議員（17番 中井 榮樹君）** それでは、第3質問をさせていただきます。

今、水はもうまったく抜く気がない、云々、波及効果、いろいろその他もないというふうにおっしゃいましたけども、京都府さんの辺りとの折衝の問題の中で、気にされてるのかなあというふうには思うんですけども、実際に京都府の方から、これ誤解があったらいかんのですけども、市にしても皆さんの声にしても、正式に何もあがって来ないと、それは。というふうに私は聞いています。正式にそんな依頼は受けてませんと。話し合いはちょこちょこあったけども、正式にあがってないというようなことでもあったんで、本当に真剣にこのことについて、折衝していただいているのかどうかということが、ちょっと不安であるのと、それから、おかしな影響が、ちょっと私はとり方がおかしかったんかも知れませんが、何か抜くことによって害があるふうな、ちょっとイメージを受けるような答弁があったように思ったんですけど、今までずっと抜いてきて何もなかったもんが、ないやら地元の人が抜いてほしいとおっしゃってるんやから、それは害があるちゅうのはどういうことかな。例えば、汚泥と一緒に一気に流してしまうということであれば、これは確かに、そういったものが岩やあちこちにこびり付いて、それこそ1億かそこらで汚泥取るだけやったらできたもんが、できへんというような大きな金額になるということであれば分かるんやけども、ただ水を上から抜いていって、そして、最終的に汚泥は残したままで干すということであれば、そんなに私は害が出るちゅうなことは私には理解ができないのであります。それと、何かその裏に、そうでなかったらいいんですけど、ニジマス業者との折衝がうまくいかないのかなあと。私が、もしそんなことがあるとすれば、これはやっぱり問題だと思えますよ。これはやっぱり先ほども言いましたように、これは公のものであり、京都府のものであり、そして、水そのものは地元の灌漑用水として使用しているというものでありますから、何かそういうことがあったときには、地元の要請に対応できるということではなければならない、このように私は思うのであります。その辺をもう1回、確認をしておきたいなというふ



うにも思いますし、それから本気でやっていただけるのであれば、やはりもう少し詰めた段階で地元住民との懇談会を1回開いて、そして、声ももう1回聞いていただいて、そして、前に進めていく、いよいよこういうことで取り組もうと思うんで、今日は懇談会を開きますよということで、市の今の思いを説明していただき、地元の声を直接聞いていただくと、そんな会を持つご意思はおありかどうか、そののともちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

それとニジマス業者との件は今言いましたから、それで結構です。

あとにつきましては、いろいろな条件が、財政問題につきましても、今後、ご検討いただいて、一日も早い解決をしていただくことを求めて、私の第3質問を終わらせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 通天湖の問題につきましては、管理をしていただいております南丹土木事務所さんと常に協議をしておるのが実態でございます。それぞれお声のあります件につきましても調整をさしていただきながら、対応をしておるのが実態でございます。

また湖面利用者との関係でございますが、それが念頭にあるのではないかとということでございますが、決してそんなことはございません。やはり地元の皆さん方の農業用水の貯水池でございます。これが第一でございますし、京都府といたしましては砂防堰堤ということで造られたわけでございます。こういった利用の観点に踏まえながら、これが本筋でございますので、これによる対応をしておるというふうな現状でございます。先ほどの私の説明の中で水抜きをしたら悪いことがあるんじゃないかと申しましたのは、私が若干、まだ、正式に今、書面でも何もないわけでございますけれども、これをいわゆる土砂の、それによって流出をする恐れ、また、それによって溪流等についての悪影響等も生じるんじゃないか、また湖面での環境状態において、本当に水抜きをして、干し上げることが、先ほどのご質問の中でもございましたが、毎年これまでやってきて、今年がやらないということではなくて長期間にわたってやられてなかったという現実もあるわけでございます。こういうようなことも十分踏まえて実施する、このことによって、また改善が明確に見込まれるということになるということも、やはり事業実施の上では必要なことであるというふうに考えております。これは今のところやらないということになっておりますけれども、ただ、こういうふうな点につきましても十分な検討をしまして、また地元のご意見、強いご意見があるということを、今のご質問の中もおっしゃっていただいております。当然、先ほど来、申しておりますように地元の皆さん方と協議をさしていただき、また私どもの検討いたしました内容につきましても、十分ご説明をさしていただくなかで、今後の対応につきましては協議をさしていただき、実施をするというふうな方向で進めていきたいと思っております。懇談する気はないのかということでございますが、当然、そのようななかで説明をさしていただき、ご意見を

お聞きするというのは、当然、やらなければいけないというふうなことでございます。その手法につきましては、今ここでどうこう申せませんけれども、地元区等とお話し合いを進めるなかで、こういった会をとっていきたいというふうに考えておりますので、今後とものご指導、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、中井議員の質問を終わります。

次に9番、小中昭議員の発言を許します。

小中昭議員。

**○議員（9番 小中 昭君）** 議席番号9番、南風会所属の小中昭でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告にしがいまして、消防と安全・安心のまちづくり、この2点について質問をさせていただきます。

最初に消防団に関連して質問をさせていただきます。

南丹市消防団の団員の皆さんは、本年は京都府の操法大会が開催されるということで、4月の幹部訓練を皮切りに7月27日に丹波自然運動公園で開催された京都府の操法大会までの約3ヵ月間もの長い間の訓練活動、大変ご苦勞様でございました。支団によりまして取り組みはまちまちですが、美山を例にあげてみますと、全団員が操法を習得するという過去からの伝統に基づき、全団員による分団の操法大会を実施し、さらに分団の代表による支団の大会、そして、今年度、合併後初めて南丹市消防団操法大会が8月6日に実施されたところでございます。この大会で優秀な成績を収められた美山支団のポンプ車、小型ポンプ、それぞれが京都府の操法大会の出場権を得たところであります。府の大会では入賞こそ逃しましたが、立派な操法を披露していただきました。私も24年間ぐらい消防団員の経験がございしますが、操法訓練は皆様ご案内のように、心身とも大変でございます。特に今年の夏は異常な猛暑でありました。本来であれば仕事を終えて家に帰り、冷たいビールでも飲んでくつろぐところを、また夜間に訓練に出て行くわけでございます。家庭や職場の大きな理解があつての訓練ということで、それぞれ大変ご苦勞様でございました。改めまして、一連の活動に対しまして敬意を表したいと存じます。今日の朝刊によりますと、総務省消防庁は今年4月1日現在の全国の消防団員数が前年より4,009人減って、88万8,884人になり、過去最少を記録したとございました。そして、消防庁では団員を募集するという、このような冊子を作りまして、それぞれ行政窓口等において団員を募集しております。また京都府消防団活性化推進委員会の初会合が開催されたことが、6月24日付けの新聞報道がされておりました。その記事によりますと、府内の4月現在の団員数は過去最低の1万8,520人に減り、平均年齢は過去最高の39歳になったと報告されておりました。本市においても例外でなく、団員は年々減少をしております。法定数1,700人のところを本年4月現在、1,571人、平成15年の4月の1,682人から111人も減少をしております。団員が減少しても日々の予防活動、また先ほど申し上げました操法をはじめ、いろいろな訓練、さらには火災などの有事の際や今後シーズンになります風水害での出動など、

広域な面積を有する本市では団員にかかる負担は大きくなっていくのは、当然でございます。にもかかわらず、本年度の当初予算では前年度予算に比べてみると、消防団活動推進費の補助金、消防団活動補助金だけを見ても、大きく減額をされております。19年4月に比べると本年4月では35人の団員減少であります。団員の減少分の削減にしては多額の削減でございます。本年度予算は枠配分方式で、すべての分野で聖域なき見直しを行い、予算編成をされました。私は医療や福祉、消防など、人命に関連するところでは聖域であり、踏み込むべきではなかったのではないかと考えます。さらに6月議会での補正で消防団活動補助金として、50万円が増額補正されております。これは府の操法大会に向けての補正と考えますが、これとて本来は当初予算で計上されるべきものであったと考えます。市長は常々式典や大会のあいさつの中で、市民の安全と安心を守るために消防団の活動を高く評価され、仕事をもちながら頑張ってくれている消防団員に対して、感謝の言葉を述べておられます。市長は特に消防団に深い理解をされておると考えます。消防団は予算の多少により活動内容が変わるとは考えられません。今後、21年度予算編成においては十分な配慮をしていただきたく存じます。

次に、消防施設設備の整備や資機材の更新などは逐次なされておりますが、団員の頭部を保護するヘルメットは、かなり古いものが使用されております。調べてみますと、合併後に購入されたものもございしますが、古いものでは1993年製造の15年も経過したものも使用されております。ヘルメットの耐用年数について調べてみましたが、法規制というものはございません。しかし、日本安全帽工業会の安全帽取扱マニュアルでは、ABS樹脂製のヘルメットの廃棄・交換基準は異常が認められなくても3年以内とされております。合併後、訓練用の服装など統一されております。服装の統一も当然、大事でございますけれども、団員の命を守るべきヘルメットでございます。今後、更新の予定について、どのようにされるのかお伺いをいたします。

続きまして、安全・安心のまちづくりに関連しまして、防犯灯の設置について質問いたします。

全国各地で通り魔によるいろいろな事件が多発しております。本年5月、舞鶴市で発生した東舞鶴高校浮島分校の女生徒が殺害された事件は4ヵ月経った今でも、犯人逮捕にはいたっておりません。被害に遭われた女生徒のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い事件の解決を望むものでございます。この事件現場のような深夜営業も多く、しかも防犯カメラが設置されているような所でも事件は発生しております。本市ではこのような凶悪な事件は今のところ発生はなく、安堵をしておりますが、市街地を少し外れると大変暗くなり、危険な状態といえます。南丹市公衆防犯灯設置要綱の第1条には、市長はまちを明るくし、犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせるまちづくりを図るため、各行政区から要望のある公衆防犯灯を予算の範囲内において設置するものとする、とございます。19年度の事業報告書によりますと、公衆防犯灯設置事業で交通安全及び防犯推進のために新設で93基、防犯灯が設置されております。このように毎年、新設や

修繕が地元要望のあったところから実施されていることは大変嬉しいことでございます。ところが、市営バスのバス停を見てみますと、明かりもなく、暗いバス停が市内数多く見受けられます。以前、市営バスの運転手さんからお聞きしましたが、バス待ちのお客さんを暗くて見落としそうになったことがあると、おっしゃっておったことがございました。また、これから日が短くなってまいります。特に中・高生などが多く利用するバス停などは、防犯面や交通安全の観点からも市において設置すべきと考えます。市長のご所見をお伺いし、質問を終わらせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは小中議員のご質問にお答えをいたします。

まず消防団の問題につきましてご質問をいただきました。

ご質問にもありましたように、団員の数、全国的にも大変減少傾向であります。私どもの南丹市消防団においても1,571名、本年4月現在、団員をお世話になっておられるわけでございますけれども、ご指摘のように減少の傾向にあります。こういったなかで、ご質問でもおっしゃっていただきましたが、この広域なる南丹市域におきまして、常備消防とともに力を合わせて市民の皆様方の安心・安全確保のために、ボランティアの精神をもってご尽力をいただいております消防団員の皆様方に、平素から心からなる敬意と感謝をいたしておるところでございます。こういうなかであります、支団活動費につきましての言及がございましたが、団員数に応じて補助をしている状況でございますし、また府の操法大会についても、別途、補助をさしていただいたというのが現実でございます。今、この南丹市消防団として消防団の皆様方のご活動、また今後、実施します防災訓練等それぞれの局面にあたりまして、消防団との連携の下で、これからの市民の皆様方の安全確保にどうやって力を合わせて取り組んでいくのかというのは、平日頃から団の幹部の皆さん方とも協議をさしていただいております。また、団運営につきましても、先ほどご指摘のございましたように、四つのそれぞれの支団があるわけございまして、それぞれの今日までの歴史も異なっております。こういったなかでの南丹市消防団としての取り組み、それぞれの中で様々な課題もあることも事実でございます。今後、こういうことにつきましても、消防団の皆様方とも今後とも協議をさしていただくなかで、できる限りの措置をとっていきたいというのが基本的な考え方でございます。また、消防施設の件につきましては防火水槽、ポンプ車等耐用年数などにより、計画的に更新を図っております。また新設も行っておるところでございますけれども、団員の皆様方に対する活動服・ヘルメット・長靴等、これは新入団員の皆さん方に対しましてはお渡しをさしていただいております。このなかでヘルメット・長靴等の更新につきましては南丹市消防施設等整備補助金交付要綱、これに基づきまして10分の4を市として補助をさしていただいております。このなかで各分団とか各班、集落等での単位で更新される場合には、補助をさしていただ

おるといのが現状でございます。こういったなかで、今、耐用年数等のご指摘をいただいたわけでございますけれども、こういうようなことにつきましても、今後、消防団の皆さん方とも検討をさせていただきたいというふうに考えております。できる限りの努力は私ども市としても、消防団の皆様方の日頃のご苦勞にお報いすべく努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また公衆防犯灯につきまして、お話をいただきました。

維持管理につきましては各区のご負担をいただいておりますなかで、要望に応じて新設をしておるわけでございます。ご指摘のお話にもございましたように、大変広域な市域でバス停の数も200カ所あるわけでございますし、こういったなかで各区、地域におきましても、それぞれの公衆防犯灯に対する設置というのは、それぞれお考え方もあるわけでございます。こういったなかで私ども、このバス停全部に、今、防犯灯を設置していくということは、大変困難なことだというふうに考えておるところでございますけれども、公衆防犯灯のことにつきまして、このことにも各区の皆様方のご要望とも対応するなかで、このバス停の問題にも対処していきたいというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、この市民の皆様方の安全・安心にかかわります施策というのは、もうやり過ぎるちゅうことはないわけでございます。できる限りしたいというのが私どもの考えではございますけれども、やはり限られた財源の中でどのようにやっていくのか、また、それぞれの区、自治会の皆様方とのご理解、ご協力の下でどのような対応ができるのか、これからもそういうふうな関係を構築していきたいというふうに思っておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

小中議員。

**○議員（9番 小中 昭君）** それぞれご答弁をいただきました。

消防団の予算の関係、また施設・設備の関係につきましては、今後、また消防団とも協議してというふうなお言葉をいただきましたので、十分協議をしていただきたい、こんなふうに思います。特にですね、ヘルメット等10分の4の市が補助ということですが、元の予算が削られているというなかで、消防団、または部・班が出していかなあかんということで、十分今後も協議を重ねていただいて、団員の命にかかわる部分でもございますので、善処していただきたいとこんなふうに思います。

バス停の関係につきましては、私は200カ所、全部設置せえと言うとるんではなしに、特に中・高生などがこれから冬場日が短くなって、バスの乗り換えなどで、特に利用頻度の高い所、こういった所は地元要望じゃなしに市の方で配慮すべきで、当然、電気代等の今後の維持管理についてもわずかなことでございますので、市の方でみると、こういうふうなところが安全・安心、常々市長がおっしゃっておられる安全・安心のまちづくりではないかこのように思います。昨日も亀岡でも、なんか危ないような事件

があったように報道されております。南丹市の中において、中・高生やお年寄りなど、特に弱者と言われる方が安心して暮らせる町をつくるためにですね、夜間のこういった防犯灯の設置を前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、小中議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

#### 午後2時15分休憩

.....

#### 午後2時29分再開

**○議長（吉田 繁治君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に11番、川勝儀昭議員の発言を許します。

川勝議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** 議席番号11番、活緑クラブの川勝儀昭でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問に入ります。先の一般質問において一部重複点もあろうかと存じますが、ご答弁のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず1点目に子育て支援関連について、お伺いいたします。

3月議会において提案された出産祝金、入学祝金、すこやか手当等の子育て支援や福祉医療費、すこやか医療費等の福祉施策の大幅減額案が全会一致で否決となったところであり、6月議会において、この否決を受け、現行どおりの施策として見直しを図られ、補正予算が組まれたところであります。この現行施策としての補正予算により、子育て世代をはじめ、多くの若者や市民が一安心したところでありました。これらの施策は、京都府内はもとより全国に誇れる素晴らしい市民思いの施策であります。厚生常任委員会に付託をされておりますので、詳細な内容までは触れませんが、3月議会においては与党議員までもが反対討論をして、全会一致での否決でありました。南丹市全域から幅広く選出されている我々議員であります。その議員がそれぞれ住民の意見を聞き、全員で否決したところであります。にもかかわらず今回、内容は多少前回と比べ修正してあるようではありますが、この再提案についての経緯と理由について、お伺いいたします。

そして、全会一致の否決ということに対する市長の認識と見解を併せて、お伺いいたします。

次に、市民参加型の市政運営について、お伺いいたします。

去る7月23日から8月26日にかけて市内18ヵ所において市政懇談会が実施され、市職員を含む761名の市民が参加されたようであります。合併協議による新市建設計画を踏まえ10年後の南丹市を展望し、南丹市総合振興計画が説明されました。10年後の基本構想から5年後の基本計画、そして3ヵ年の実施計画まで説明されました。そ

して、後半には財政面についての説明がなされ、当初予算から市債残高、基金残高、また事業経費、歳入面においての市税や交付税、基金残高にわたるまで、各自治体との比較や市民一人あたりの額にいたるまで、厳しい財政状況を細かく説明されたところであり、この厳しい財政状況であるにもかかわらず、どうして基本構想を含む、前半に説明がありました基本計画にかかる安心して子育てができるまちづくりや医療・食・住の充実と、高齢者・障がいのある人の自立支援等々の生涯充実して暮らせる都市づくりが本当にできるのだろうか、疑問に感じるところでありました。また、市民が一番関心のある20年度からの3カ年間の実施計画においては、たかだか1ページにも満たない、半ページの説明に終わってしまっております。財政面だけでなく、近々の事業説明がもっと必要であったように思います。その懇談会においては、市民から多くの意見が出されておりました。合併したメリットが感じられない、合併すれば基金は増えていくと聞いたはずだった、基金が3年間で30億円以上減っている、また財政難であっても市民に迷惑のかからないようにしてほしい、子育て支援策を今、以上に充実してほしい、八木町内のバス運行の時間帯が悪すぎる、利用が少なくてもしょうがない、その他、駅舎の改修や人権問題、農業施策、耐震を含めた学校教育の環境整備、南丹市のホームページの持ち方等々、数多くの意見が出されておりました。市民とともに担うまちづくり手法検討委員会も発足されたようですが、この貴重な市民の意見や要望を、今後、どのような形で市政に反映していかれるのか、市長の所見を改めてお伺いいたします。

最後に、各種の料金体系について、お伺いいたします。

18年の合併以降、市税をはじめ各種の料金体系を引き継いでいるものがあります。合併協議によりますと、例えば固定資産税においては21年度、来年度からは1.5%にし、都市計画税においても来年度より税率を0.2%とする、との決定事項があります。また上水道においては2町の上水道事業を統合する検討をし、5年以内に使用料の統一化に向け、調整するとあります。簡易水道事業においても同様に事業統合し、使用料の統一化に向け、調整するとあります。そして、下水道の使用料分担金においても同じく5年以内に使用料の統一化に向け、調整するとあります。各使用料においては各町高いところから低いところまでであると思われませんが、どのような形、どのような内容で統一に向け、調整されようとしているのか、市長の所見をお伺いをいたします。

以上であります。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは川勝儀昭議員のご質問にお答えをいたします。

子育て支援関連につきましてのご質問がございました。

3月定例議会におきましてご提案をさしていただきました内容につきましては、行財政改革の必要性、このなかから改革方針に沿いまして、各部局で事業評価を行うなかで予算編成方針に基づいた削減等に取り組んだところでございまして、こういったなかで

苦渋の選択として合併拡大した施策といたしましても、事業継続をしながら制度改正を行うなかで、条例提案をさしていただいたが、残念ながら、ご理解をいただけなかったというようなことでございまして、また、このことには至らぬ点多々あったのではないかとということで、その後、様々なご意見を賜るなかで、もちろんその3月議会においても審議の中での様々なご意見、また市民の皆様方からも様々なご意見を賜ったところでございます。こういったなかで、今回、提案をさしていただきました条例の内容につきましては、それぞれのご意見も尊重しつつ、また少子化対策、行財政改革の観点に立って、さらに検討、協議を重ねてまいったのが現状でございます。将来的にも継続が必要な施策として、現在の二つの条例、これを統合し、新たな施策、また事業を展開していくための内容を盛り込んだ条例案といたしておるところでございます。今日までの先進的な支援事業の成果、このことも十分認識しつつ、行政・地域などが一体となって子育てに関する多岐にわたる様々な課題に対応し、また社会全体で支えあう仕組みづくり、併せて子育てにかかる経済面や精神的な負担の軽減、こういった施策など、総合的な少子化対策の事業展開につながる新しい条例案として提案をさしていただいております。また、こういったなかで3月に提案さしていただきました条例の中では、大変急激すぎるんじゃないかというふうな意見もいただいていたことも事実でございます。必要な給付を一定継続していくことで新たに実態を検証する、こういった作業も行いました。こういったなかで国の児童手当などの改正によりまして、個別の給付額につきましても、国・府の施策と併せて総合的に検討をする。こういったなかで、市制度も一部改正することによっても大きな減額にならないような内容を加味して、今回の条例の提案をさしていただいております。今後とも、こういった財政状況、先ほどのご質問の中にもございましたが、大変厳しい状況でございます。こういったなかで、一方では一般財源の削減に取り組む、この必要もあります。また、国や府の制度の動向を踏まえながら、社会的な、また市民の皆様方のニーズにも対応して、継続していける施策として位置づけ、福祉やまた健康・医療などとの整合性も考えながら、施策の展開に努めていかなければならないというふうに思っております。当然、この南丹市総合振興計画にもありますように、市民の皆様方が安心して子どもを産み育てられる環境づくり、これは大変重要な施策であるというふうに考えております。こういったなかで、こういうようなことに観点をおいて、今回の新しい条例案の提出をさしていただいたところでございます。それぞれご審議を賜るなかで、ご理解を賜りたい、このように考えておるところでございます。

次に、市政懇談会につきましてのご質問でございます。

議員ご質問の中にもございましたように、大変貴重なご意見やご提言を賜りました。こういったなかで、市役所全体でこのことを受け止め、今、それぞれの部局におきまして、その内容につきましても検討をするよう指示しておるところでございます。今後、市民の皆様方とともに市政を築くという観点、そして、行政評価などを通じまして、施



策に反映していくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。また、そういったなかで時間的な制約もありますし、また初めての懇談会でもございました。この内容につきましてはそれぞれご意見があると思います。こういうふうなことも踏まえて、今後の持ち方についても検討をしていきたい、このように考えております。そのご質問の中にもございましたように、南丹市総合振興計画、この10年後の将来像、それと現在の行財政状況、大変困難な現状であるというのは事実でございます。しかしながら、こういった困難な現状をどのように対応していくのか、このことによって、この南丹市総合振興計画、この着実な推進があるというふうに考えております。こういったなかでは、やはり市民の皆様方に、今、市政の現状、このことをご理解いただくことが、今回、重要であると考え、この市政懇談会の内容とさせていただいたところでございます。今後とも市民の皆様方、そして、議会の皆様方のご意見を賜るなかで市政の推進の形についても、鋭意努力をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。どうぞご理解を賜りますよう、また、ご指導を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

税の、そして、各種料金の体系につきまして、今、ご質問の中にもございましたように、主なものといたしましては固定資産税、都市計画税、介護保険料、上下水道料金等がございます。ご質問の中にもございましたが、固定資産税、都市計画税については合併協定において、21年度から税率をそれぞれ1.5%、0.2%に統一することとなっております。今後、市民の皆様方にご理解をいただくための努力をしていかなければなりませんし、今、その準備を進めておるところでございます。また介護保険料につきましては平成21年度から、23年度を事業期間とする介護保険事業計画を樹立しなければなりません。こういったなかで、統一する方向で策定作業を、今、行っておるところでございます。上下水道料金につきましては水道審議会を設置し、議論をしていただくなかで、本年2月、答申をいただいたところでございます。この答申を基本といたしまして、統一に向けた取り組みを、今、進めておるところでございます。そのほか料の問題、それぞれ他にもあるわけでございますけれども、いずれも合併協定を尊重するなかで、統一の方向で鋭意進めていきたいというふうに考えておりますし、そのことに対して住民の皆様方、市民の皆様方にご理解を得られるように努力をしていきたいというふうに思っております。統一するなかで、当然、負担は少なくということはいいいわけでございますけれども、それぞれの税、料、この辺につきましても整合性を図らなければなりませんし、それぞれの利用者負担という観点からも、このことについては検討、精査をしていかなければなりません。こういったなかで十分な準備と、また説明責任を果たすなかで統一に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁が終わりました。

川勝議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** ただいまの答弁を受けて、再質問をさせていただきます。

まず、順序がちょっと逆になりますけれども、利用料等においては極力高いところや低いところ、いろいろあろうと思います。どの辺りで調整をされるのか、そんな辺りの考えがあれば、今、一度お願いをしたいと思います。

もう1点、2番目の市役所全体で住民の貴重な意見を、内容を検討し、今後の市政に反映させていきたいという答弁でありましたけれども、極力、本当に貴重な意見でございますので、来年度予算の編成からでもできるものは、そういった方向性で、また予算組みしていただきたいなと思います。

そして、順序逆になって申し訳ございませんが、子育て支援でございますけれども、2番目の質問と重複するわけでありまして、やっぱり市政懇談会の中でも数多く市民の皆さん方から、いわゆる現行どおりで下げてほしくないという意見が数多く出ておりました。子育て関連で出産祝金であったり、また、すこやか手当、入学祝金において、3事業合わせて現行どおりであれば1億余りの事業費であったと思います。そして、3月議会において否決をされました内容においては、5,600万円程度の事業費で約4,400万円の、いわゆる減額でありました。その提案を受けて、我々議員全員で否決ということになったんですけれども、間違っていたらあれですけれども、今回、今議会の提案内容においては1億余りの現行から、約7,000万円の事業費、ざっと3,000万円の減額になろうと思うんですけれども、いわゆる我々議員全員の全会一致という否決の調整が200億を超える予算を持つ南丹市において、たかだか、たかだかと言うてはあれですけれども、1,000数百万の3月議会からの提案からの修正であります。そういったことも踏まえて、第1質問において、全会一致の否決ということをして市長が本当に、どのように捉えられて認識されておるのかということをお伺いしたところであります。

今、一度ご答弁をいただきたいと思います。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは第2質問にお答えいたします。

利用料につきまして、それぞれあるわけでございます。先ほども申しましたように、それぞれの負担、これは旧町でそれぞれ違っておる部分、考え方においてもいろいろあるわけでございます。こういったなかで、それぞれ精査していかなければならない点、多々あると思います。そういったなかで高い点、低い点、またはそのことについてのものの考え方、それと利用者負担の問題等々加味しながら、それぞれの利用料について十分な検討をしていく、このなかで、やはり説明責任を果たしていく、このことを基本に立って行っていかなければならないと思っております。

また、住民の意見、それぞれをたくさん、私ももちろん全会場でお聞かせいただきま

した。それぞれのご意見やご提言というのは深く受け止めております。答弁の中でも申し上げましたように、これは事業評価という部分で十分に市民のご意見として反映していく、もちろん来年度予算に対応できるようなことがあれば、そのような部分にも対応していく必要があるというふうに考えております。

次に、子育て支援施策につきまして、3月提案について否決されたこと、このことは大変重く受け止めております。こういったなかで先ほどご答弁で申し上げましたとおり、それぞれのご意見や、また議会でのご意見、また市民の皆様方からのご意見、また、この制度上での精査をもう一度、今一度、突っ込みながらやっていったなかで、やはり将来的に継続可能な、また国や府の制度との整合性、そういったことも含めて、そして、新しい市民ニーズにも対応できるような体制を構築していくことが、今、やはり必要であるというふうな観点に立って、今議会での条例提案をさしていただいたのが真意でございます。どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 川勝議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** 子育ての関連で最後3回目となりますが、もう一度伺いをしたいと思います。

提案理由において、前回と同じく、いわゆる子育て支援においては新しいニーズもあると。いわゆるお母さん方同士のふれあいの場であったり、またファミリーサポートセンター等の、いわゆる地域ぐるみでの子育ても進めていくんだと。これも重要な、私は事業であると思いますし、新たに佐々木カラーの出た、いい事業であると思います。しかし、これの代わりに、いわゆる現行施策を切り下げていくというのは、市民が意図しているところではないと思います。新しい事業に取り組まれるのであれば、新しい財源の確保が必要なのではないかと思います。当然のことながら、そんなことも受けて、子育て支援は下げてはならない、そんな思いの3月議会でありました。当然のことではありますが、議案を提案されるのは市長をはじめ理事者であります。しかし、決定をするのはこの議会であります。その議会で全員一致で、くどいようではありますが否決となったところあります。市民の意見を聞いて、議員それぞれ、やはり苦渋の選択をした議員さんもおられると思います。そのなかにおいて、1,400万余り、いわゆる3事業ありますが、1,400万余りの修正で出されてきた経緯、財政難も分かります。財政難であるならば、切り詰めることも、当然、必要ではありますが、やはり、今、申し上げましたとおり、やっぱり新しい財源の確保も私は必要ではないかと思います。

以上であります。

**○議長（吉田 繁治君）** 佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 今、子育て支援の基本的な考え方につきましては、先ほど条例提案にかかる部分につきましてはご説明をさしていただいた、そのとおりでございます。こういったなかで、私どもも大変厳しい行財政状況の下で、やはり、この独自施策が継続できるような体制をもって取り組んでいかなければなりません。財政破綻をまね

くれば、この独自施策というのは、当然、切り捨てられるわけでございます。こういったことのないように、当然、健全財政の確立、また財源確保に努力をして、これは日々行っておるところでございます。今後ともその行動を強めていかなければならない、思っておるところでございます。こういったなかで様々なご意見いただきました。また現行制度につきましても、居住条件等につきましては厳しいご意見も賜ったところがございます。こういったことを総合的に判断するなかで、新しい条例案の提案をさしていただいたのが真意でございます。先ほども申しましたように、今日まで実施してきた施策、予算、このことを縮減・削減するというのは大変苦渋の選択ではございますが、やはり中長期的な展望に立つなかで今行わなければならないこと、見直さなければならないこと、この辺は十分に検討をするなかで実施を目指していく、このことが、今、大変重要な決断であるというふうに考え、今議会におきまして、この条例提案をさしていただいたところがございます。

どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、川勝議員の質問を終わります。

---

**○議長（吉田 繁治君）** 本日はこの程度といたします。

明日、9月10日午前10時より会議を再開して、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでした。

**午後2時59分散会**

---